

令和 7 年度 予算審査特別委員会会議録（第 2 号）

令和 7 年 3 月 1 0 日（月曜日）
安平町議会議場（総合庁舎）

1 付託事件

No	件 名
1	令和 7 年第 3 回安平町議会定例会 議案第 13 号 令和 7 年度安平町一般会計予算について
2	令和 7 年第 3 回安平町議会定例会 議案第 14 号 令和 7 年度安平町国民健康保険事業特別会計予算について
3	令和 7 年第 3 回安平町議会定例会 議案第 15 号 令和 7 年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算について
4	令和 7 年第 3 回安平町議会定例会 議案第 16 号 令和 7 年度安平町介護保険事業特別会計予算について
5	令和 7 年第 3 回安平町議会定例会 議案第 17 号 令和 7 年度安平町水道事業会計予算について
6	令和 7 年第 3 回安平町議会定例会 議案第 18 号 令和 7 年度安平町下水道事業会計予算について

2 出席委員（ 9 名）

職 名	氏 名	職 名	氏 名
委員長	米 川 恵美子	副委員長	高 山 正 人
委 員	工 藤 秀 一	委 員	小笠原 直 治
委 員	鳥 越 真由美	委 員	三 浦 恵美子
委 員	箱 崎 英 輔	委 員	内 藤 圭 子
委 員	梅 森 敬 仁		

3 欠席委員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
委 員	田 村 興 文		

4 委員外出席議員

職 名	氏 名
議 長	多 田 政 拓

5 説明のため出席した者の職氏名

(1) 町長事務部局

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	及 川 秀一郎	副 町 長	田 中 一 省
総 務 課 長	岡 康 弘	総 務 課 参 事	池 田 恵 司
政策推進課長	渡 邊 匡 人	政策推進課参事	山 口 崇
税務住民課長	奥 田 浩 司	税務住民課参事	佐々木 智 紀
産業振興課長	森 池 和 哉	建 設 課 長	塩 谷 慎 嗣
建 設 課 参 事	伊 藤 富美雄	健康福祉課長	阿 部 充 幸
健康福祉課参事	小坂橋 憲 仁	水 道 課 長	佐々木 貴 之
水道課参事	谷 村 英 俊	総合支所長	村 上 純 一

(2) 教育委員会事務部局

職 名	氏 名	職 名	氏 名
教 育 長	井 内 聖	教 育 次 長	永 桶 憲 義
教育委員会参事	佐々木 英 生		

(3) 監査委員

職 名	氏 名
代表監査委員	小 川 誠 一

6 議会事務局出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	木 林 一 雄	課 長 補 佐	石 塚 一 哉

会 議 の 顛 末

委員長挨拶

〔委員長起立〕

○委員長（米川恵美子君） 皆さんおはようございます。予算審査特別委員会の委員長を仰せつかいました米川です。委員会の開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。このたび本特別委員会の委員長という大任をいただき、その職責の重さを実感しております。大変不慣れですが各委員の闊達で円滑な予算審査となりますようお願いし、簡単ですが挨拶とさせていただきます。

会議の前にご報告します。5 番田村委員より欠席の届け出がありますので報告します。

〔委員長着席〕

〔開会・開議 午前 10 時 00 分〕

開会・開議宣告

○委員長（米川恵美子君） それでは只今より予算審査特別委員会を開会致します。只今の出席委員は 9 名であり、定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

説明員の召集

○委員長（米川恵美子君） 初めに本委員会の説明員につきましては委員会条例第 18 条の規定により町理事者、代表監査委員及び各課長、次長、参事、局長の出席を求めていますのでご報告致します。

会議録署名委員の指名

○委員長（米川恵美子君） 次に会議録署名委員の指名方法についてお諮り致します。本特別委員会の会議録は後日町民の閲覧などの公開の用に供するものでありますので、本委員会の会議録署名委員を会議規則第 123 条の規定を準用して委員長において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（〔異議なし〕の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 異議なしと認めます。よって本特別委員会の会議録署名委員は、委員長において指名することに決定致しました。
それでは指名致します。

本特別委員会の会議録署名委員に

3 番 小笠原 直 治 委員

7 番 三 浦 恵美子 委員 を指名致します。

審査日程の決定

○委員長（米川恵美子君） 次に付託事件の審査に入る前に日程及び審査の方法についてお諮り致します、本特別委員会の審査日程は本日 3 月 10 日から 12 日までの 3 日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 異議なしと認め、そのように決定致しました。

審査の方法

○委員長（米川恵美子君） 次に審査の方法についてお諮り致します。審査の方法は一般会計、特別会計、水道及び下水道会計ともに内容説明を受けた後歳出から審査を行い、歳出が終わり次第歳入の審査を行うことにしたいと思います。

また、質疑の方法は一般会計の歳出については議会費のように少ない事業費目については款ごとに行い、総務費などの事業費目の多い款はそれぞれページごとに質疑を行うことといたします。歳入についてはページごとに質疑を行うことにしたいと思います。特別会計についても一般会計と同様に質疑を行うこととし、水道及び下水道会計については収益的支出、収益的収入、資本的支出、資本的収入の順にページごとに質疑を行い、各会計とも最後に総括的な質疑を受け、討論を行った後に採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(米川恵美子君) 異議なしと認めます。よってそのように進めさせていただきます。

なお、審議にあたりまして皆さんにお願いします。質疑は会議規則等に基づき議題外にわたらないように、かつ簡潔に行われますようお願いいたします。理事者側の答弁もそのようにお願いします。

令和7年第3回安平町議会定例会 議案第13号

○委員長(米川恵美子君) それでは本委員会に付託された議案第13号、**令和7年度安平町一般会計予算**についてを議題と致します。説明を求めます。

なお、説明に時間を要すると思いますので、着座のまま説明をしてください。

〔田中副町長挙手〕

○委員長(米川恵美子君) 副町長。

○副町長(田中一省君) それでは着座にて説明をさせていただきます。

議案第13号朗読。

議案第13号

令和7年度安平町一般会計予算について

令和7年度安平町一般会計予算を別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 6 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

令和 7 年度安平町一般会計予算について、地方自治法第96条第 1 項第 2 号の規定により提案するものである。

令和 7 年度安平町一般会計予算書をお開きください。

令和 7 年度 安平町一般会計予算

令和 7 年度安平町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,529,856千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入の最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費、負担金補助及び交付金(退職手当組合負担金)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項の間の流用。

令和 7 年 3 月 6 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

令和7年度安平町一般会計予算について提案説明いたします。令和7年度の歳入歳出総額は85億2985万6000円。対前年度比マイナス9億9269万2000円、10.4%の減となり、町民センター施設改修工事の終了が主な要因の一つと言えます。

本予算の概要ですが、予算書7ページから9ページの「歳入歳出予算 事項別明細書」をご覧ください。まず、歳入において前年度比で大きなものを説明しますと、12款地方交付税は、給与改定等に対応した経費の算定などによる普通交付税の増などを見込み前年度比1億2285万9000円、5.0%の増。16款国庫支出金は、町民センター施設改修工事に係る国庫補助金の減額などにより前年度比マイナス4億7577万8000円、39.4%の減。20款繰入金は、財政調整基金繰入金の減額などにより前年度比マイナス1億6028万4000円、15.2%の減。23款町債は、町民センター施設改修工事に係る教育施設債の借入額の減などにより前年度比マイナス4億2196万円、52.7%の減となっています。また、歳入予算の構成割合につきましては依存財源である地方交付税が歳入全体の約30%を占め、自主財源の町税は約25%の構成比となります。

次に歳出9ページをご覧ください。歳出における大きなところで、3款民生費は、国の制度改正による対象児童拡大に伴う児童手当の増などにより前年度比6695万8000円、4.6%の増。7款商工費は、ふるさと納税システム運用業務委託料を総務費から商工費に組み替えたことなどにより前年度比2億5123万2000円、105.7%の増。8款土木費は、下水道事業会計補助金の減などにより前年度比マイナス6726万5000円、5.6%の減。10款教育費は、町民センター施設改修工事の終了などにより前年度比マイナス12億7468万2000円、60.0%の減。11款公債費は、合併特例債の償還額減などにより前年度比マイナス7707万円、8.1%の減となっています。

また、性質別歳出では人件費が14億9254万4000円、前年度比1億4119万3000円、10.5%の増。物件費は20億3899万9000円、前年度比1億3732万4000円、7.2%の増。扶助費は4億8261万5000円、前年度比7072万4000円、17.2%の増。普通建設事業費は4億502万9000円、前年度比マイナス13億9468万6000円、77.5%の減となっています。

それでは歳出から説明をいたしますので71ページをお開きください。

1款議会費は対前年度比マイナス708万円、11.7%の減で、前年度とほぼ同様の内容となっていますが、欠員となっている議員1名分の報酬等を減額しています。以下、歳出の説明は説明欄の事業別にその概要を説明します。

74ページ、2款総務費は対前年度比4710万5000円、4.4%の増となります。1項1目一般管理費(1)表彰者等選考委員会運営経費は6名の委員、次の(2)特別職報酬等審議会運営経費は7名の委員のそれぞれ報酬及び費用弁償で、75ページにまたがる(3)表彰等経費は、町政功労者及び各功績者の方への表彰者記念式典の経費を計上するもの。(4)職員研修経費は人材育

成基本計画に基づき職員研修を実施するものです。76ページにまたがる(5) 情報公開経費は5名の委員の報酬、費用弁償で、(6) 訟務経費は説明欄に記載のとおり。(7) 行政改革推進委員会運営経費は、5名の委員の報酬、費用弁償です。77ページにまたがる(8) 雇用対策事業は、両庁舎の一般事務補助員として14名の会計年度任用職員経費を計上しています。78ページにまたがる(9) 庁舎事務機器経費はコピー用紙等の一般事務用品及び複写機使用料などで、その他については説明欄に記載のとおりです。79ページにまたがる(10) その他一般管理経費は、ふるさと納税システム運用業務委託料の計上を商工費に組替えたことなどにより前年度比2億1948万6000円の減額となっております。12節、庁舎等レイアウト設計業務委託料は庁舎内執務室再設計事業においてファイリングシステム導入支援業務委託料を計上するもの。その他については説明欄に記載のとおりです。80ページ、(11) 職員懲罰委員会経費は外部審査員2名の謝礼の計上です。81ページにまたがる2目電子計算費(1) 防災行政情報告知ネットワーク構築事業は説明欄に記載のとおりで、82ページにまたがる(2) 総合行政ネットワークシステム運用事業18節は自治体情報システムの標準化及び共通化に係る事業費及び確定申告システム初期導入費用の増などにより前年度比で5038万9000円の増額。その他については説明欄に記載のとおりです。(3) 総合行政ネットワーク構築事業から86ページ(14) 社会保障・税番号システム運用経費は説明欄に記載のとおりです。87ページにまたがる3目、出納管理費は出納事務経費の計上で、88ページにまたがる4目、財政管理費は財政事務及び契約事務経費の計上。89ページ5目、職員厚生管理費は職員の健康管理経費や福利厚生経費を計上するもの、91ページにまたがる6目、文書広報費は広報事務経費の計上です。92ページにまたがる7目、財産管理費(1) 財産管理事務経費から95ページにまたがる(3) 庁舎管理経費までは説明欄に記載のとおりです。96ページにまたがる(4) 町有施設管理経費12節土地分筆業務委託料、97ページ14節、町有地整備工事及び町内街灯整備工事費の一部、分譲地水道整備工事については旧仮設中学校跡地宅地造成事業の経費の計上で、町有施設照明LED化工事は総合庁舎やスポーツセンターなどのLED工事を行うもの、公共施設解体工事は旧栄町保育園解体工事などの解体工事を行うもので、その他については説明欄に記載のとおりです。98ページにまたがる(5) 福祉バス運行経費及び(6) 町有施設再活性化事業8目、自治会館施設費及び99ページ9目、地方振興費はいずれも説明欄に記載のとおりです。101ページにまたがる10目、企画費(1) 地域公共交通対策事業18節地域公共交通二種運転免許取得費助成金は新たに2種免許取得するものに対し費用を助成するもの、地域公共交通維持確保ハイヤー運賃等助成金はハイヤー運賃の半額助成をするもので、いずれも継続事業で、その他については説明欄に記載のとおりです。102ページ(2) 企画調整事務経費から103ページにまたがる(4) デマンド交通運行事業は説明欄に記載のとおりです。(5) 町民参画推進事

業経費は委員12名の報酬及び費用弁償の計上。104ページにまたがる(6)総合計画策定事務経費は、未来創生委員会委員14名の報酬と費用弁償、外部有識者謝礼2名分の計上及び第3次安平町総合計画策定事務の策定作業に係る事務経費の計上となっており、(7)地域おこし協力隊活用事業は説明欄に記載のとおりです。(8)まちづくりファンド積立金は、ふるさと納税に伴う寄付金の積立で、(9)男女共同参画推進事業は説明欄に記載のとおりです。106ページにまたがる11目まちづくり推進費(1)コミュニティ運動経費及び(2)ふるさと会事業経費、(3)自治振興事業経費は説明欄に記載のとおりです。109ページにまたがる(4)定住促進事業18節、民間賃貸共同住宅等建設支援事業助成金は子育て世代向けの住まいを確保するため民間賃貸アパートの建設者に対して助成をするもので、その他については説明欄に記載のとおりです。(5)基金造成事業(ふれあい基金)は地域住民の一体感の醸成と地域振興を図る事業を実施するため合併特例債を活用し基金として積立てを行うもので、(6)まちづくり事業支援交付金事業は町民のまちづくりへの積極的な参加を促すことを目的とし、団体等が自主的に行うソフト事業・ハード事業に対してともに10分の8以内の支援を行うもの。110ページにまたがる(7)地域活性化起業人活用事業は説明欄に記載のとおりです。111ページにまたがる(8)地区別計画協働づくり事業は安平地区と遠浅地区で策定する協働実行プラン、いわゆる地区別計画に基づき地域コミュニティの維持及び活性化に向けた各種事業に取り組む両地区のまちづくり協議会に対し交付するものです。112ページにまたがる12目交通安全対策費から113ページ14目、公平委員会費までは説明欄に記載のとおりです。15目、財政調整基金費(1)市町村備荒資金組合納付金は説明欄に記載のとおり、(2)財政調整基金積立金は基金利子分の積立で、(3)まちづくり基金積立金はふるさと納税などによる寄付金の積立です。114ページにまたがる(4)産業づくり基金積立金は、ふるさと納税による寄付金及び立木売払収入並びに森林環境譲与税相当分の積立で、(5)ひとづくり基金積立金は、ふるさと納税による寄付金を積立てするものです。16目、諸費は説明欄に記載のとおりで、17目、国民保護対策費は委員16名のうち支給対象者6名分の報酬、費用弁償の計上です。115ページ、2項1目税務総務費(1)固定資産評価審査委員会は3名の委員の報酬、費用弁償で、116ページにまたがる(2)税務事務経費は説明欄に記載のとおりです。117ページにまたがる2目、賦課徴収費から123ページ5項1目統計調査総務費までは説明欄に記載のとおりで、125ページにまたがる2目各種統計調査費は国勢調査及び経済センサス等に係る経費を計上するもので、126ページにまたがる6項、監査委員費は説明欄に記載のとおりです。

127ページ。3款民生費は対前年度比6695万8000円、4.6%の増で、128ページにまたがる1項1目社会福祉総務費(1)社会福祉事務経費7節は地域福祉総合検討推進会議委員への謝礼で、その他については説明欄に記載のとおり

りです。(2) 社会福祉団体等補助金は社会福祉協議会への補助金で、129ページにまたがる(3) 福祉扶助経費は説明欄に記載のとおりです。(4) 国民健康保険事業特別会計繰出金は、保険税軽減及び保険者支援分等の繰り出しで、(5) 地域福祉推進事業経費18節、地域支え合い活動推進交付金は住み慣れた地域で安心した暮らしができるよう地域住民の参加と協力による「支え合い」「助け合い」による地域福祉の推進に取り組む自治会・町内会・ボランティア団体等に事業メニューごとに交付するもので、ボランティア資格取得支援事業助成金は、福祉を支える人材の育成・確保のため町民が福祉ボランティアなどの資格を取得するに当たって必要となる経費を支援するものです。19節は安平町地域公共交通を利用して医療機関などへの通院及びまちなか等への買い物をする高齢者・しょうがい者等の負担を軽減するため共通回数券を交付するものです。130ページにまたがる2目、国民年金事務費は説明欄に記載のとおりです。3目、民生委員費(1) 民生委員協議会経費は民生委員協議会の活動費交付金の計上で、131ページ(2) 民生委員協議会事務経費は説明欄に記載のとおりです。132ページにまたがる4目、社会福祉施設費は憩の家・創作研修館・かしわ館及びふれあい交流館みなくなどに係る管理運営経費で、14節、追分社会福祉協議会改修工事は事務所の照明器具取替工事費などの計上。その他については説明欄に記載のとおりです。133ページにまたがる5目ぬくもりセンター施設費14節、ぬくもりセンター施設改修工事はぬくもりの湯の屋上機械室に上がる階段を設置する工事費の計上で、その他については説明欄に記載のとおりです。134ページにまたがる6目ひとり親家庭等医療費から135ページ8目、重度心身しょうがい者医療費までは道補助事業の福祉医療に係る事務費及び各医療費助成経費です。9目、高齢者福祉費(1) 高齢者福祉事務経費及び(2) 高齢者団体等補助金は説明欄に記載のとおりです。136ページにまたがる(3) 高齢者支援事業12節、生活支援事業委託料は通院移送車運行・外出支援サービス及び除雪サービス等に係るもので、緊急通報システム通信受信業務委託料は緊急通報システム141台の通信受信業務です。18節、高齢者交流事業交付金は敬老会開催交付金などで、住民福祉活動交付金は町内会やボランティア組織による高齢者宅の訪問活動等の助成で、見守り・啓発事業交付金は高齢者との交流活動に対し助成をするものです。19節は70歳以上の高齢者で介護保険の対象者を除き、自宅に入浴施設の無い方に助成をするもの、その他については説明欄に記載のとおりです。(4) 長寿祝金等支給事業は喜寿138名、米寿58名、白寿11名、百寿3名を予定しており、137ページにまたがる(5) 北海道後期高齢者医療広域連合経費は後期高齢者医療等の負担金で、(7) 後期高齢者医療事業特別会計繰出金は後期高齢者保険料の低所得者軽減分の基準内繰り出しです。138ページにまたがる10目高齢者福祉施設費(1) 高齢者施設管理運営経費は、ぼっぼ苑・はーと苑の管理運営経費で、14節はぼっぼ苑の中庭ドア取替工事などを行うもので、その他については説明欄に記載のとおりです。139ページ

にまたがる（２）しのめ交流館管理経費は説明欄に記載のとおりで、（３）認知症グループホーム改修事業はグループホームさかえの屋根等の塗装工事を行うもの。11目、介護支援費（１）介護保険事業特別会計繰出金は介護給付費及び職員人件費分等の基準内繰り出しで、140ページにまたがる（２）在宅福祉事業12節は寝具洗濯乾燥消毒サービスで、19節福祉用具購入費助成金は歩行用杖・シルバーカー・風呂用マットの購入助成をするものです。（３）在宅介護支援センター運営経費は夜間・祝祭日の緊急時における高齢者の相談体制を民間事業所へ委託するもので、141ページにまたがる（４）介護保険利用者負担軽減措置助成事業は、社会福祉法人が低所得者に行う介護施設や通所介護の利用料軽減分に対し助成をするものです。（５）権利擁護人材育成事業は東胆振圏域における成年後見支援センター広域化に伴い苫小牧市社会福祉協議会に中核機関を設置するための事業として実施するもので、（６）安平町ＳＯＳネットワーク事業は、徘徊が見られる認知症の高齢者等が行方不明になった際に各関係機関及び協力員と地域を結ぶネットワークにより早期に発見・保護することで行方不明者の生命を守ることを目的とするものです。（７）介護職人材育成・確保対策助成事業12節、介護人材確保支援事業委託料は介護職員初任者研修事業の委託を行うもので、介護職員の育成・定着を行うために実施するものです。18節、介護職人材育成・確保対策交付金は介護事業者の人手不足の解消と追分高校生及び町内に在住する高校生の就職支援を兼ね、専門学校等で人材育成を行い、地元の介護事業所に就職していただき人材不足を解消しようとする事業ですが、新たに町内居宅事業所に所属する介護支援専門員に対し処遇改善として助成を実施するものです。外国人介護職人材確保事業助成金は介護事業所における外国人介護技能実習生等の受け入れ費用について補助を行うもので、介護サービスの安定した供給を図るものです。18節、介護支援専門員業務支援事業負担金は厚真町社会福祉協議会との連携により当町の介護人材不足に対応するものです。142ページ（８）介護保険施設入所者入院給付費助成事業は、安平町における介護事業所の入所者が入院した場合において給付費の対象とならない期間について町が独自に助成を行うもので、（９）介護人材確保・育成対策事業は地域おこし協力隊事業等を活用し介護人材の確保・育成を行うものです。143ページ12目、しょうがい者福祉費（１）しょうがい者福祉事務経費は説明欄に記載のとおりで、144ページにまたがる（２）しょうがい者自立支援事業経費19節、しょうがい者自立支援費は、しょうがい者の利用するヘルパー、障害者支援施設に係る給付、車椅子・補聴器などの補装具の購入及び修理費に係る給付で、地域生活支援費はしょうがい者の外出支援・日中一事支援・入浴支援などに係る給付、しょうがい者医療費給付費は更生医療・療養介護医療に係る給付で、その他については説明欄に記載のとおりです。（３）しょうがい者等交通費助成の特定疾患通院交通費扶助は特定疾患医療受給者証を所持されている方の通院に係る公共交通機関乗車料金の半額を助成するもので、し

ようがい者通所等交通費扶助は自立支援医療受療者等の通所・通院に係る公共交通機関乗車料金の半額を助成するものです。（４）障害者相談員設置事業は身体障害者相談員１名と知的障害者相談員１名の謝礼等で、145ページにまたがる（５）障害支援区分認定審査事業は東胆振３町障害支援区分認定審査会の共同設置に伴い輪番制により令和６年度から３年間、安平町が事務局となることからその運営経費を計上するもので、費用は３町の負担金としてそれぞれ均等割り及び審査件数割りで精算することとなります。２項１目児童福祉総務費（１）児童福祉事務経費は説明欄に記載のとおりで、146ページにまたがる（２）子ども・子育て会議運営経費は委員16名の報酬及び費用弁償の計上です。147ページにまたがる（３）日本型ＣＦＣモデル検証事業は日本ユニセフ協会主催による子どもの権利条約を具現化する活動で、子どもにやさしいまちづくり事業を検証するものですが、フォーラム参加に係る旅費等を計上しています。（４）子ども家庭センター事業は児童福祉法の改正に伴いこども家庭センターの設置が努力義務化されたことから安平町においても整備等を進めるもので、先進事例視察研修旅費及びこども家庭ソーシャルワーカー資格取得にかかる受講負担金を計上するものです。148ページ（５）要保護児童対策地域協議会運営経費は要保護児童の送致や担当者会議などに係る旅費の計上で、２目、保育所運営費は他町への保育所入所に係る委託料です。３目、子育て支援費（１）児童館運営経費は早来児童センター・追分児童館に係る指定管理委託料等の計上で、150ページにまたがる（２）子ども発達支援事業費は早期療育事業に係る経費で、説明欄に記載のとおりです。151ページにまたがる４目、認定こども園運営経費（１）認定こども園等運営経費18節子どものための教育・保育給付費負担金は、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費等で、園児数に応じ国・道・町で応分の負担をするもの。児童福祉複合施設管理運営経費負担金は、おいわけ子ども園施設内に開設している早期療育に係る電気料等の負担金で、認定こども園運営費補助金は入園児の処遇向上・健康管理や職員研修事業・給食費軽減補てん事業に対する補助金。特別支援教育推進補助金は、しょうがい児特別保育認定児に対する補助金。子ども・子育て支援事業補助金は、延長保育・一時預かり保育・子育て支援センター運営経費に対する補助金。保育教諭確保事業補助金は不足している保育教諭を確保するため無資格者の資格取得の支援や人材バンク利用料を補助するもの。その他については説明欄に記載のとおりです。152ページにまたがる５目、児童手当費は説明欄に記載のとおりですが対象児童の拡大により対前年度比3850万円の増額となっています。

153ページ、４款衛生費は対前年度比マイナス846万5000円、1.5%の減で、１項１目地域保健費（１）救急医療体制業務の一次救急医療運営事業負担金は１市４町の１次医療圏として休日夜間医療に係る苫小牧医師会への負担金で、広域救急医療対策事業負担金は１市４町による２次医療圏として休日夜間の高度な救急医療に係る負担金で、小児救急（二次）医療支援事業負担金

も同様に 1 市 4 町の負担金です。(2) 地域保健推進経費 7 節、行政ポイントは各種保健事業の利用などにより給付をするもの。154 ページ 18 節、看護師等雇用確保助成金は、新たに看護師及び歯科衛生士を雇用した町内医療機関に対する助成金。専門医確保助成金は整形外科・小児科などの専門医の確保に対する助成金。かかりつけ医確保助成金は、かかりつけ医の確保。医療機器等購入費助成金は外来診療強化のための医療機器等の購入や更新を実施する医療機関に対して助成を行うもの。町外通院移送車運行支援助成金は町内患者の利便性の向上のため移送車を運行する医療機関に対して助成をするもので、その他については説明欄に記載のとおりです。155 ページ 2 目、予防費 (1) 健康診査事業及び 156 ページ (2) 健康教育事業は説明欄に記載のとおりで、157 ページにまたがる (3) 予防接種事業 18 節、インフルエンザ予防接種料助成金は接種日時点で 65 歳以上の方、高校生以下の方を対象に予防接種料金を助成するもの。带状疱疹予防接種料助成金は、リスクの高い 50 歳以上を対象に生ワクチン及び不活性化ワクチンの予防接種料金の半額を助成するもの。風しん予防接種助成金は、妊娠初期における風しんの罹患による出生児の先天性風しん症候群を予防するため妊娠中の女性とその配偶者を対象に予防接種料金の半額を助成するもの。成人用肺炎球菌予防接種料助成金は、65 歳で前回の予防接種から 5 年以上経過している方を対象に自己負担金が 3000 円に消費税相当額を加えた額となるよう助成をするもので、その他については説明欄に記載のとおりです。(4) 新型コロナウイルスワクチン接種対策事業は令和 6 年度より B 類定期予防接種となったことから、65 歳以上の接種者を対象に予防接種料金の一部を助成するものです。157 ページから 159 ページの 3 目母子保健費 19 節、特定不妊治療費助成は子供を望んでも授からない町民の夫婦が行う保険適用外である先進的な一般不妊治療及び生殖補助医療にかかる治療費を助成する事業です。安平町は 1 回につき 20 万円まで独自助成として実施するもので、その他については説明欄に記載のとおりです。

160 ページ及び 161 ページにまたがる 4 目霊場費は斎場・墓地に係る管理経費を計上するもので、説明欄に記載のとおりです。162 ページにまたがる 5 目環境衛生費 (1) 公衆トイレ管理経費は追分地区旧交通公園横のトイレに係る管理経費で、(2) 環境美化事業 18 節はごみボックスの購入費 5 基分と修繕費助成金の計上で、その他については説明欄に記載のとおりです。(3) 環境衛生事業経費は狂犬病予防接種に要する費用などの計上で、12 節ゴミ収集業務委託料は高齢者を中心に家庭ごみの個別収集を行うものです。163 ページにまたがる (4) 環境衛生事務経費 19 節、有料ごみ袋子育て世帯負担軽減措置事業扶助は 3 歳未満の乳幼児の保護者、要介護 3 以上と認定された高齢者等を在宅で介護する者で、生活支援事業を利用している介護者に対し月 10 枚、年で 120 枚のごみ袋の支給を行うものです。164 ページにまたがる (5) 合併浄化槽設置整備補助交付事業は公共下水道事業区域外の生活雑排水対策として合併浄化槽の設置費用等の一部を助成するもので、合併処理浄化槽設

置整備補助金は合併処理浄化槽 7 人槽、5 基分を計上。また、水洗化等改造補助金は 2 基分を計上するものです。(6) 新エネルギー事業経費及び 165 ページにまたがる (7) 脱炭素化事業は説明欄に記載のとおりです。(8) 保護猫活動支援事業は動物愛護を実施する団体として N P O 法人の野良猫を減らす活動への支援を行うものです。166 ページ 6 目、公害対策費 (1) 公害対策事務経費 7 節は不法投棄防止パトロール等の 13 名の環境マスターへの謝礼で、その他については説明欄に記載のとおりで、(2) 環境検査経費はゴルフ場流末の小河川及び企業の水質検査等各種検査に係る経費です。(3) 空家対策事務経費は、空家対策協議会委員 8 名の報酬及び費用弁償と担当者会議等の普通旅費の計上で、その他については説明欄に記載のとおりです。167 ページにまたがる 7 目、保健センター管理費は説明欄に記載のとおりで、168 ページにまたがる 2 項 1 目、衛生組合費は安平・厚真行政事務組合の経費で、詳細は予算資料をご参照願います。2 目、し尿組合費は胆振東部日高西部衛生組合の経費で、詳細は同じく予算資料のとおりで、3 項 1 目水道費 (1) 水道事業会計繰出金は水道事業会計への補助金です。

169 ページ、5 款労働費は対前年度比 4 万 5000 円、0.4% の増で、1 項 1 目労働諸費及び 170 ページにまたがる 2 目、労働会館施設費はそれぞれ説明欄に記載のとおりです。

171 ページ、6 款農林水産業費は対前年度比 2093 万円、5.7% の増で、1 項 1 目農業委員会費は 172 ページにまたがりますが、農業委員に係る経費が主なもので内容は説明欄に記載のとおりです。173 ページにまたがる 2 目、農業総務費 12 節は農業振興地域整備計画の見直しに伴い円滑な農地管理を進めるため管理システムを導入しており、今後の各種手続きによる変更等、農用地等の利用状況について適正な管理を実施するため、システムの継続的な更新・保守を行うもの。その他については説明欄に記載のとおりです。174 ページにまたがる 3 目農業施設管理経費から 175 ページ 4 目、農業振興費 (3) 農業振興基金積立金までは説明欄に記載のとおりです。(4) 生産振興対策事業経費 18 節、緑肥導入促進事業補助金は土地利用型作物の連作による土壌病害虫の発生により農地の生産力が低下し収益性の安定化に支障を生じないよう対象緑肥作物を作付けした町内に 1 年以上在住する農業者及び農業法人に対し事業費の 4 分の 1 以内を助成するもので、地域農業支援システム整備推進事業費補助金は耕畜連携や農業機械等の共同利用等を行う農業団体等が地域の課題解決や活性化を図るために必要とする作業機械等の導入に対して 500 万円を上限に 2 分の 1 を助成するもの。土壌分析推進事業費補助金はバランスの取れた土づくりと作物の安定生産を図るため、土壌診断費用 1 件あたり 2 分の 1 を補助するものです。(5) 農業制度資金関係利子助成事業経費は説明欄に記載のとおりで、177 ページにまたがる (6) 鳥獣被害防止総合対策事業経費 18 節、狩猟免許申請手数料等助成金及びくくり罠購入費助成金は新規狩猟者の育成と人材確保のために免許取得に係る支援などを行うものです。

(7) 環境保全型農業直接支援対策事業経費は事業実施に伴い、国・道及び町がそれぞれ負担する経費を計上したもの。(8) 経営所得安定対策推進事業経費18節、安平町農業再生協議会交付金は経営所得安定対策の推進、関係機関との連携、戦略作物の生産振興や米の需要調整のために組織された安平町農業再生協議会の営農計画や各種交付申請受付業務、担い手への農地集積推進事業に対して交付金を交付するもの。(9) 有機農業推進事業は国庫補助事業で作成した安平町有機農業実施計画の推進のため安平町有機農業推進協議会の支援するもので、その他については説明欄に記載のとおりです。178ページ5目、畜産業費(1) 畜産関係団体等補助金の草地畜産基盤整備事業負担金は、意欲のある農業者が農業を継続できる環境を整えるために行う草地改良事業の町負担分を計上するもので、耕畜連携支援事業補助金は酪農家の自給飼料確保強化と耕種農家の輪作体系改善を図るため耕種農家にデントコーン作付けを委託した酪農家に助成を行うもの。優良黒毛和種繁殖牛導入事業補助金は、遺伝子情報の解析により的確に後継牛を判断し繁殖牛群の高位平準化に努め、素牛市場における有利販売につなげるための遺伝子検査に対する経費助成として1頭あたり4000円を補助するもの。酪農・畜産特別対策事業補助金は酪農畜産農家の基盤強化と経営安定を図るため高位飼料生産に係る草地更新事業及び優良乳用牛導入保留に対して補助するもので、その他については説明欄に記載のとおりです。179ページにまたがる(2) 畜産事務経費及び(3) ホッカイドウ競馬協賛事業はいずれも説明欄に記載のとおりで、(4) 公共牧場整備事業は旭陽牧場の草地整備事業に対する補助金の計上です。180ページにまたがる6目、土地改良事業費(1) 北海道土地改良事業団体連合会負担事業は説明欄に記載のとおりで、181ページにまたがる(2) 土地改良事業費の18節、多面的機能支払交付金は農業者及び地域住民が地域の農用地等の保全管理・農村環境の保全並びに農業用施設の軽微な補修等を行う活動組織に対して交付金を交付するもので、その他については説明欄に記載のとおりです。182ページにまたがる7目、安平川地区国営土地改良事業費は追分地区の水田用水や畑地かんがい用水などの営農用水を確保する施設の維持管理経費を計上するものです。8目、就農促進対策費(1) 農業次世代人材投資事業18節は、後継者不足などにより農家数が減少していくなか農業以外の産業から就農に対して意欲のある方を発掘して農業の担い手を確保することを目的とし、農業経営を開始してから経営が安定するまでの5年間給付金を給付するもの。(2) 就農促進事業は説明欄に記載のとおりで、183ページにまたがる(3) 新規就農者育成総合対策事業は農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため経営発展のための機械・施設等の導入費用の支援をするもので、その他については説明欄に記載のとおりです。184ページにまたがる9目、ダム管理費10節修繕料は設備計画に基づく既設機器の改修及び瑞穂ファームポンドの管理用道路修繕費の計上などで、その他については説明欄に記載のとおりです。185ページ2項1目林業総務費、2目林

業振興費（１）林業振興事務経費は説明欄に記載のとおりで、186ページにまたがる（２）林業振興事業経費18節、造林推進事業補助金は森林育成事業として継続事業ではありますが、安平町のゼロカーボンの一環として造林後の下刈・保育間伐・野ねずみ駆除等に係る標準経費の10%を補助し、森林環境の循環促進を図るため負担を軽減するもので、その他については説明欄に記載のとおりです。187ページにまたがる（３）町有林管理経費13節は調査・地拵・下刈を実施するもので、その他については説明欄に記載のとおりです。

188ページ、７款商工費は対前年度比２億5123万2000円、105.7%の増で、１項１目商工業振興費（１）企業誘致推進事業経費は189ページにまたがる12節は地方への人・事業所・企業の流れの促進に向け首都圏等から地方へのサテライトオフィスに関心・検討を寄せる事業所や企業の誘致を図るため、誘致コンシェルジュの配置や企業とのマッチングから商談機会へ繋げる取組みを行うものです。（２）中小企業融資事業は説明欄に記載のとおりで、（３）仮設店舗設置事業経費は共同店舗用地の賃貸借料の計上です。191ページにまたがる（４）商工振興事業経費18節、経営強化促進補助金は既存商店を守っていくため商工業者が長期的な視点に立ち経営基盤の強化に向けた創意工夫をこらした取組みに対して支援をするもので、その他については説明欄に記載のとおりです。192ページにまたがる（５）安平町商工会補助金18節、安平町消費拡大地域活性化事業補助金は物価高の影響による家計への負担軽減と地域経済の活性化を目指し地域活性化プレミアム商品券の発行にかかる経費を補助するもので、その他については説明欄に記載のとおりです。193ページにまたがる（６）にぎわい交流館管理経費12節、施設管理業務委託料はラピアの設置目的である中心市街地ににぎわいをもたらす地域の活性化を図るため民間活力を活用した施設管理を導入する経費を含むもので、その他については説明欄に記載のとおりです。（７）工業団地等管理経費は説明欄に記載のとおりです。194ページにまたがる（８）チャレンジショップ事業13節はトレーラーハウス設置場所の土地借上料の計上。18節チャレンジショップ事業補助金はチャレンジショップでの起業に必要な設備や備品の整備に対する補助金で、その他については説明欄に記載のとおりです。195ページにまたがる（９）あびら起業家カレッジ事業は、町内に不足する業種等のビジネスモデルの提案や首都圏在住の起業創業希望者のマッチングを図る起業・創業と移住を連動させた取組みを展開するものです。２目観光費、196ページ及び197ページにまたがる（１）道の駅運営事業経費２節給料から４節共済費及び18節市町村職員福祉協会負担金は、集落支援員であるベジステ専任職員に係る経費の計上。12節、道の駅指定管理料は第２期指定管理期間の４年目に係る指定管理料。観光プロモーション業務委託料はテレビ・ラジオ・雑誌などの各種メディアを活用した安平町全体のプロモーション業務に係る委託料で、14節道の駅急速充電器撤去工事は、令和７年度末の３Ｇ回線終了に向けた機器更新のうち町負担分である施設充電器の撤去にかかる工事費の計上。

看板改修工事は国道沿いに設置してある道の駅メイン看板の塗装工事費の計上で、18節道の駅プロモーション事業交付金は道の駅運営者が実施するプロモーションに対する交付金。道の駅交通警備負担金は公共施設としての負担分の計上。道の駅イベント事業交付金は道の駅の運営者による賑わい創出イベントに対する交付金で、直売所運営支援補助金はベジステの安定的な運営に向け野菜を円滑に集荷するシステムを試験的に実施する事業に対する補助金で、その他については説明欄に記載のとおりです。(2) イベント経費及び(3) 観光協会補助金は説明欄に記載のとおりで、198ページにまたがる(4) 故郷産品開発奨励事業18節、地域ブランド化推進支援事業助成金は地域資源等を活用した新たな特産品の開発や既存商品の付加価値向上の取組みと道の駅で販売する商品開発に対する助成金。商品開発補助金は指定管理者が実施する道の駅メニュー開発に向けた補助金です。199ページ及び200ページにまたがる(5) 観光事業経費12節、回遊交流事業委託料は道の駅への来訪者を町内店舗等に誘引し回遊交流を具現化する事業で、商品開発支援業務委託料は地域の稼ぐ力を高めるため地域資源を生かした商品開発に対し継続的に支援を行うもの。ふるさと納税システム運用業務委託料は総務費からの組み替えによる令和7年度分を計上しているもの。18節、菜の花イベント支援事業補助金は菜の花鑑賞の観光客増加に伴う対策を講じるため圃場における駐車場確保をはじめとした混雑緩和策への支援や交通安全対策などを行うもので、その他については説明欄に記載のとおりです。(6) 物産館管理経費は説明欄に記載のとおり。201ページにまたがる3目、道央新事業創出促進事業費は道央産業振興財団派遣嘱託職員に係る人件費見合い分の負担金の計上です。

202ページ、8款土木費は対前年度比マイナス6726万5000円、5.6%の減で、203ページにまたがる1項1目土木総務費から205ページにまたがる2項2目道路維持費(1) 道路施設等維持管理経費及び(2) 除雪対策経費までは説明欄に記載のとおりで、(3) 町道補修事業は若草団地西2号線路面排水施設補修事業及び下安平幹線排水柵渠補修事業費などの計上です。207ページにまたがる3目、道路新設改良費12節は遠浅酪農2号線改良舗装事業の詳細設計及び用地確定測量委託料の計上。14節は遠浅酪農2号線改良舗装工事及び追分市街4号線歩道新設工事の計上などで、追分市街4号線歩道新設工事は震災により計画延伸になっていた追分市街2条線から追分小学校の正門へ続く町道の通学路対策及び交通安全対策として実施するもので、その他については説明欄に記載のとおりです。4目、橋りょう維持費12節道路橋点検業務委託料は町道橋16橋の定期点検に係る経費の計上で、その他については説明欄に記載のとおりです。208ページにまたがる3項河川費1目、河川維持費は準用河川及び普通河川の維持補修及び二級河川の樋門・樋管の管理費で、10節修繕料は準用河川ニタッポロ川横断函渠改修工事費の計上、その他については説明欄に記載のとおりです。209ページにまたがる4項1目、都市計画総務費1節及び8節は委員10名の報酬及び費用弁償の計上で、その他について

は説明欄に記載のとおりです。(1) 鹿公園管理経費10節印刷製本費は、キャンプ場リーフレット作成を行うもの。210ページ、14節は鹿公園管理棟浄化槽改修工事を行うもので、(2) ときわ公園管理経費、211ページの10節修繕料はときわキャンプ場路盤防塵補修費など、その他については説明欄に記載のとおりです。212ページ及び213ページにまたがる(3) 町内公園管理経費12節、安平町公園ストック・再編計画策定業務委託料は人口減少や高齢化など社会情勢の変化に対応した公園づくりを行うための計画策定を行うもので、その他については説明欄に記載のとおりです。214ページにまたがる3目緑化推進費及び4目地籍調査費は説明欄に記載のとおりです。5目、公共下水道費は下水道事業会計への繰出金となっており内訳は説明欄に記載のとおりです。215ページ5項1目、住宅管理費(1) 公営住宅管理経費は説明欄に記載のとおりで、216ページ(2) 住宅リフォーム助成事業は住宅の安全性や居住性の向上を図り、移住・定住の推進と町民が安心して住み続けられる住まいづくりを進めるとともに町内住宅関連事業所を中心とする地域経済の活性化を図ることを目的に住宅リフォームに要する費用の一部を助成するもので、(3) 住宅・建築物耐震化改修等事業は所有者自ら居住の用に供している住宅で昭和56年5月31日以前に着工された住宅の耐震診断を実施した場合、耐震診断の結果、現行の耐震関係規定と同程度の性能を満たさないと判断された住宅の補強設計を実施した場合は、対象経費の3分の2及び耐震改修工事を実施した場合は対象経費の23%をそれぞれ上限金額に設定して補助するものです。217ページにまたがる2目、住宅建設費は説明欄に記載のとおりです。

218ページ、9款消防費は対前年度比マイナス147万7000円、0.4%の減で、1項1目消防組合費は説明欄に記載のとおりですが、消防本部庁舎建替事業及び消防指令共同化事業経費等が含まれています。詳細は添付の予算資料をご参照願います。2目、災害対策費(1) 防災会議経費は委員17名のうち支給対象者6名分の報酬及び費用弁償等の計上で、その他については説明欄に記載のとおりです。219ページ及び220ページにまたがる(2) 防災対策事務経費は、安平町災害時備蓄計画に基づき災害発生時の毛布や応急的な水、食料等の物資などを計画的に配置するもので説明欄に記載のとおり。(3) 防災訓練事業経費及び(4) 防災体制整備事業は説明欄に記載のとおりです。

221ページ、10款教育費は対前年度比マイナス12億7468万2000円、60.0%の減で、1項1目教育委員会費は教育委員4名の報酬及び費用弁償と教育長交際費などを計上。222ページ及び223ページにまたがる2目、事務局費は説明欄に掲載のとおりです。224ページにまたがる3目、義務教育振興費(1) 学校施設管理経費は追分小・中学校及び早来学園に係る電気料・水道料・電話料などの共通経費の計上で説明欄に記載のとおりです。225ページにまたがる(2) 教育団体等補助金は各小・中学校の関係団体等に係る負担金補助及び交付金で、説明欄に記載のとおりです。(3) 就学援助経費は要保護・準要

保護世帯分と特別支援教育就学奨励費の計上で、（４）教科書及び指導書購入事業は説明欄に記載のとおりです。４目、教育振興費（１）子供達と外国人との交流活動事業は外国語指導助手を活用した外国語活動を実施するもので、226ページにまたがる（２）教職員経費は教職員健康診断委託料及び人間ドック負担金の計上です。227ページから229ページにまたがる（３）教育振興経費は学校健診やフッ化物洗口、教育支援委員会及び学校運営協議会に係る経費の計上で、（４）道立追分高等学校支援事業12節は英会話講師の派遣。18節は町内進学者対象のＪＲ利用定期代の全額補助や個人所有のＰＣ端末の持込み利用に対応した町内進学者対象の端末購入の支援などを行っています。230ページにまたがる（５）学校施設管理経費14節は追分小・中学校のＷｉ－Ｆｉ整備を行うもの。17節パソコン及び関連機器等は学習タブレットの更新、セキュリティソフトの設定費などの計上。校務システムソフトは業務のさらなる効率化を進めるため改修を行うもので、その他については説明欄に記載のとおりです。231ページ及び232ページにまたがる（５）教育魅力化推進事業１節、２節、３節、４節及び18節には地域プロジェクトマネージャー及び地域おこし協力隊に係る人件費が含まれており、その他については説明欄に記載のとおりです。５目、教員住宅管理費は説明欄に記載のとおりです。233ページにまたがる６目、スクールバス管理費17節はスクールバスの更新事業で債務負担行為により実施しており、その他については説明欄に記載のとおりです。234ページ及び235ページにまたがる２項１目、学校管理費は追分小学校の維持管理に係るもので説明欄に記載のとおりです。236ページにまたがる２目、教育振興費は追分小学校に係る経費で説明欄に記載のとおりです。237ページにまたがる３項１目、学校管理費は追分中学校の維持管理に係るもので説明欄に記載のとおり。238ページにまたがる２目、教育振興費は追分中学校に係る経費で説明欄に記載のとおりです。239ページにまたがる４項１目、学校管理費は早来学園の維持管理に係るもので説明欄に記載のとおりです。240ページにまたがる２目、教育振興費は早来学園に係る経費で説明欄に記載のとおりです。241ページにまたがる５項１目、社会教育総務費（１）社会教育委員会経費は15名の委員に係る報酬、費用弁償などの計上。（２）成人式開催経費から243ページにまたがる（４）社会教育関係団体等補助金まではいずれも説明欄に記載のとおりです。244ページにまたがる（５）社会教育総務経費12節、社会教育施設指定管理料は債務負担行為により実施するスポーツセンター・早来公民館指定管理事業の令和７年度分の指定管理料の計上で、その他についてはいずれも説明欄に記載のとおりです。２目、文化財保護施設費（１）文化財保護委員会運営経費は委員７名に係る報酬、費用弁償の計上で、245ページにまたがる（２）文化財保護施設事務経費及び（３）郷土資料館管理経費は説明欄に記載のとおりです。246ページにまたがる（４）鉄道資料館管理経費は道の駅あびらＤ５１ステーションに併設する鉄道資料館の施設運営業務、ＳＬ車両整備や運行業務の委託などの経費の計上。18節は

柏が丘公園におけるミニＳＬの車両運行に係る交付金で、その他については説明欄に記載のとおりです。３目、公民館費（１）公民館管理運営経費は説明欄に記載のとおりで、247ページ及び248ページにまたがる（２）公民館施設管理経費は追分・安平・遠浅の各公民館に係る経費で、その他については説明欄に記載のとおりですが、町民センター（早来公民館）の改修事業の終了及び指定管理への移行により大幅な減額となっています。249ページ及び250ページにまたがる（３）公民館図書購入事業１節は追分公民館図書室図書整理事務補助員各１名分の計上で、２節は追分公民館図書室図書司書員１名分の計上。３節、４節及び19節市町村職員退職手当組合負担金及び市町村職員福祉協会負担金は図書室の会計年度任用職員に係るもので、その他については説明欄に記載のとおりです。251ページにまたがる６項１目、保健体育総務費（１）スポーツ推進委員会運営経費は16名の委員に係る報酬、費用弁償の計上。（２）社会体育団体等補助金は説明欄に記載のとおりで、（３）保健体育総務事務経費は職員の旅費及び諸会議負担金の計上です。252ページにまたがる２目、生涯スポーツ振興事業費（１）生涯スポーツ振興事業７節行政ポイントは健康寿命延伸事業参加者に対するもので、その他については説明欄に記載のとおりです。（２）生涯スポーツ振興事務経費は説明欄に記載のとおりで、253ページにまたがる３目、体育施設費は町内の体育施設の共通経費に係るもので説明欄に記載のとおりです。254ページから257ページにまたがる４目、学校給食費は学校給食センターの管理運営経費で、１節学校給食センター運営委員会及び８節費用弁償は委員10名分の費用の計上で、２節は管理栄養士１名分の計上。３節、４節及び19節市町村職員退職手当組合負担金及び市町村職員福祉協会負担金は会計年度任用職員に係るものです。255ページ10節、修繕料は暖房用ヒートポンプの修繕など。256ページ17節、厨房備品は食器等の更新を行うもので、その他については説明欄に記載のとおりです。５目、スキー場管理費は安平山スキー場及び安平山パークゴルフ場に係る経費で、（１）スキー場運営経費から259ページにまたがる（３）スキー場施設管理経費までは説明欄に記載のとおりです。260ページ、６目町民プール管理費及び７目スポーツセンター管理費（１）多目的スポーツセンター施設維持管理経費は説明欄に記載のとおりです。260ページから262ページにまたがる８目野球場管理費、14節ときわ球場防球フェンス設置工事は隣接しているキャンプ場にファールボールの打球が飛んで行く可能性があることから、キャンプ場利用者への安全を確保するための対策を講じるもので、その他については説明欄に記載のとおりです。

263ページ、11款公債費は対前年度比マイナス7707万円、8.1%の減で、１項１目元金は定期償還分で、２目利子は償還利子及び一時借入金利子で説明欄に記載のとおりです。

264ページから265ページにまたがる12款給与費は、対前年度比5707万7000円、5.2%の増で、特別職３名と一般会計支給対象職員137名、再任用職員８

名に係る人件費を計上しています。なお、給与費の明細につきましては267ページから272ページに掲載していますのでよろしくお願いします。

266ページ、13款予備費は前年度と同額の計上となっています。

引き続き歳入を説明いたしますので10ページをお開きください。

1 款町税 1 項 1 目、個人現年課税分は所得割の増により対前年度比7377万9000円の増。滞納繰越分は滞納繰越見込み額1795万6000円の徴収率20%程度を見込んでいます。11ページにまたがる 2 目法人、現年課税分は法人税割の減により対前年度比3186万8000円の減で、滞納繰越分は滞納繰越見込み額103万9000円の徴収率10%程度を見込んでいます。2 項 1 目、固定資産税は12ページにまたがりますが、現年課税分は償却資産の減などにより前年度比2473万8000円の減。滞納繰越分は滞納繰越見込み額6707万2000円の徴収率 3 %程度を見込んでいます。2 目、国有施設等所在市町村交付金、現年課税分は令和 7 年度分として通知のあった額を計上したもの。13ページ 3 項 1 目、軽自動車税種別割、現年課税分は 3 か年平均で見込み、滞納繰越分は滞納繰越見込み額160万7000円の20%程度を見込んでいます。2 目、軽自動車税環境性能割は過去の実績から月平均で見込み、滞納繰越分は科目設定です。14ページ 4 項 1 目、町たばこ税は実績などから前年度比292万2000円の減としたものです。5 項 1 目、入湯税は令和 4 年 4 月から徴収開始した目的税で、安平町では鶴の湯温泉が該当になります。実績などから前年度比 7 万2000円の増としたものです。

15ページ、2 款地方譲与税 1 項 1 目、地方揮発油譲与税は揮発油税の100分の42%が町道の延長及び面積に応じて交付されるものですが、6 年度までの決算見込みを勘案して前年度比でマイナス60万2000円、2.4%の減としています。2 項 1 目、自動車重量譲与税は自動車重量税の1000分の407を町道の延長及び面積に応じ交付されるものですが、同様に前年度比で 6 万1000円、0.1%の増としています。3 項 1 目、森林環境譲与税は温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されたもので、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用として毎年各自治体へ譲与されるもので、実績などから前年度比269万6000円の増としています。

16ページ、3 款利子割交付金から24ページ11款地方特例交付金までは 6 年度までの決算見込み額を勘案してそれぞれ計上しています。

25ページ、12款地方交付税の普通交付税ですが、国の地方財政計画における地方交付税の総額が18兆9574億円、前年度比で2904億円、1.6%の増となっています。地方公務員の給与改定に要する経費について各算定費目の単位費用等において反映されることになっています。このうち会計年度任用職員に係る給与改定に要する経費については従事する職務を具体的に想定している会計年度任用職員に要する経費について各算定費目において算定し、その他

の会計年度任用職員に要する経費については包括算定経費において算定されることになっています。また、学校・福祉施設・図書館・文化施設など地方公共団体の施設の光熱費の高騰に対応するため引き続き包括算定経費において一括して算定すること。また、ごみ収集・学校給食など地方公共団体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、該当する算定費目におけるこれらの経費に係る単位費用措置を引き上げることになっています。令和7年度予算の算定にあたってはこれらを勘案し、前年度比で1億1285万9000円、5.4%の増で、令和6年度の交付実績対比ではマイナス2億7464万5000円、11.1%の減となります。また、特別交付税は対象事業の増加などを勘案し前年度比1000万円の増としています。

26ページ、13款交通安全対策特別交付金は令和5年度の決算見込みから算出しています。

27ページ、14款分担金及び負担金1項1目、民生費負担金及び2目衛生費負担金は説明欄に記載のとおりで、3目農林水産業費負担金は草地畜産基盤整備事業及び畑作等促進整備事業に係る受益者負担金の計上です。

29ページ、15款使用料及び手数料1項1目、総務使用料、移住促進住宅使用料は2戸分の計上で、その他については説明欄に記載のとおりです。2目民生使用料から36ページ2項4目土木手数料までについては説明欄に記載のとおりです。

37ページ、16款国庫支出金1項1目、民生費国庫負担金の子どものための教育・保育給付費負担金は認定こども園運営に係るもので、38ページにまたがる児童手当負担金は説明欄に記載のとおりで、子育てのための施設等利用給付交付金は、預かり保育事業の無償化に伴う国庫負担分を計上しています。しょうがい者自立支援給付費等負担金及びしょうがい者医療費負担金は事業費の2分の1をそれぞれ計上するもので、39ページ保険基盤安定負担金は国保基盤安定負担金保険者支援分として計上されるもので、低所得者保険料軽減負担金は介護保険料に消費税による公費を投入して低所得者の保険料軽減を行うものです。2目、衛生費国庫負担金1節母子保健事業費負担金は記載のとおりです。2項1目、総務費国庫補助金1節総務費補助金のマイナンバーカード交付事務費補助金はマイナンバーカードの更新手続きに係る経費に対する補助金、地域公共交通確保維持改善事業費補助金は循環バス運行事業に対する補助金で、地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため幹線バス等の地域間交通ネットワークと接続する地域内のバス交通運行に対して補助されるもので、40ページ、デジタル基盤改革支援補助金は総合行政ネットワークシステム運用事業に係る標準化・共通化に係る経費に対して補助されるもの、2節デジタル田園都市国家構想交付金は、商品開発の支援や事業継承の促進事業、デジタル人材の育成確保と企業誘致・就労創出を連動させたスマートワーク推進事業への補助金です。3節社会保障・税番号制度システム整備費補助金は特定個人情報の提供の求め等に

係る電子計算機の設置等関連事務の委任に係る交付金のうちの国費措置分などとなっています。2目、民生費国庫補助金の地域生活支援事業費補助金は日常生活用具の支給や成年後見制度利用支援等の補助金で、41ページにまたがる保育対策総合支援事業費補助金は広域的保育所等利用事業などに対する補助金。地域子ども・子育て支援事業交付金は子育て支援事業や放課後児童保育等に係る補助金です。3目、衛生費国庫補助金、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業補助金は新型コロナウィルスワクチンの予防接種料金の助成に対し交付されるもので、感染症予防事業費等補助金は風しん抗体検査や予防接種費用などに対し対象経費の2分の1を計上するものです。42ページにまたがる妊婦支援給付事業交付金は妊婦のための支援給付金及び妊婦等包括相談支援事業に対するもの。母子保健衛生費補助金は1か月児健康診査及び5歳児健康診査及び産婦健診に対し交付されるものです。43ページにまたがる4目、土木費国庫補助金は説明欄に記載のとおりです。5目、教育費国庫補助金の教育援助費補助金は特別支援教育奨励金に係るもの、公立学校情報機器整備費補助金は学習用タブレット端末更新事業に係る国費負担分として計上するもの。44ページにまたがる3項1目総務費委託金から3目農林水産業費委託金までは説明欄に記載のとおりです。

45ページ、17款道支出金1項1目、民生費道負担金の子どものための教育・保育給付費負担金は国庫負担金と同様で、46ページにまたがる児童手当負担金は説明欄に記載のとおりで、子育てのための施設等利用給付交付金はともに国庫負担金と同様です。しょうがい者自立支援給付費等負担金及びしょうがい者医療費負担金は事業費の4分の1を計上するもので、47ページ保険基盤安定負担金は説明欄に記載のとおりで、民生委員費負担金は民生委員活動費に対する負担金、低所得者保険料軽減負担金は国庫負担金同様のもので、負担軽減に要する費用の4分の1を計上しています。48ページにまたがる2目衛生費道負担金の保健事業費負担金は健康教育・健康診査に対する負担金で、養育医療費負担金は国庫負担金と同様のもの。2項1目、総務費道補助金の電源立地地域対策交付金は小・中学校等の燃料費に充当するもの。49ページにまたがる2目、民生費道補助金の地域子ども・子育て支援事業費交付金は国庫補助金同様に子育て支援事業や放課後児童保育等に対する補助金で、多子世帯保育料軽減支援事業は保育料の軽減に対する補助金。地域生活支援事業費補助金は国庫補助金同様の内容で対象経費の4分の1を計上するもの。介護保険利用者負担軽減事業補助金は低所得者のサービスやショートステイの利用料の軽減等補助金。老人クラブ運営事業補助金は説明欄に記載のとおりです。50ページ、権利擁護人材育成事業費補助金は成年後見支援センター広域設置負担金に対する補助金。4節医療給付事業費補助金は説明欄に記載のとおりです。51ページ3目、衛生費道補助金、妊産婦安心出産支援事業補助金は妊婦健診等の際に町外産科医療機関を受診した場合の交通費を助成する制度に対する補助金。妊婦支援給付事業交付金は国庫補助金と

同様のもので、北海道不妊治療等助成事業補助金は保険適用外の先進不妊治療に係る補助金に対し交付を受けるもの。地域自殺対策強化交付金は、ここの健康相談事業などに対し交付されるものです。4目農林水産業費道補助金から55ページ3項3目土木費委託金までは説明欄に記載のとおりです。

56ページ、18款財産収入1項1目財産貸付収入から57ページ、2目利子及び配当金は説明欄に記載のとおりで、2項1目不動産売払収入の町有地売払収入は若草団地1区画分及びラ・ラ・タウン1区画分を計上しております。58ページ、立木売払収入及び2目物品売払収入は説明欄に記載のとおりです。

59ページ、19款寄付金1目、一般寄付金は科目設定。2目指定寄付金はふるさと納税及び企業版ふるさと納税による寄付見込み額をそれぞれ計上しています。

60ページ、20款繰入金1項1目、財政調整基金繰入金は本予算の財源調整で、2目減債基金繰入金は令和7年度の臨時財政対策債元利償還金に充当するものです。3目、まちづくり基金繰入金は公共施設のLED化事業、民間賃貸共同住宅等建設支援事業、地域医療提供体制維持費補助金交付事業や住宅リフォーム助成事業などに充当し、4目産業づくり基金繰入金は生産振興対策事業や畜産関係事業、造林推進事業などに充て、5目ひとづくり基金繰入金は新規就農対策事業や文化・スポーツ大会参加助成事業などに充当しています。61ページ、6目ふれあい基金繰入金は防災行政情報告知ネットワーク構築事業などに充てるもので、7目地域雇用創出推進基金繰入金は瑞穂ダム管理経費に充てるものです。8目農業振興基金繰入金は農業振興資金貸付金として、9目育英基金繰入金は奨学資金給付事業、10目まちづくりファンド繰入金はまちづくり事業支援交付金や地区別計画策定・協働体制構築事業に充て、2項1目特別会計繰入金の介護保険事業特別会計繰入金は介護用品支給事業に係るもので、国民健康保険事業特別会計繰入金は国保被保険者分のインフルエンザ予防接種助成等に係るものです。

62ページ、21款繰越金は科目設定です。

63ページ、22款諸収入1項1目延滞金から3目過料までは科目設定で、2項1目労働福利厚生資金貸付金元利収入から64ページ3目、中小企業貸付金元利収入までは説明欄に記載のとおりです。3項1目、衛生費受託事業収入は後期高齢者受託事業に係るもので、2目農林水産業費受託事業収入は土地改良区への技術支援に対する事業収入、3目土木費受託事業収入はフモンケ地区第1幹線排水路管理受託事業収入で、4目総務費受託収入は気象観測業務謝金の収入です。65ページ4項1目滞納処分費から4目弁償金までは科目設定。66ページにまたがる5目、納付金は説明欄に記載のとおりです。68ページまでまたがる6目雑入、67ページの障害支援区分認定審査会負担金は東胆振3町障害支援区分認定審査会の共同設置に伴う3町の負担金で、その他についてはそれぞれ説明欄に記載のとおりです。

69ページ、23款町債1目、総務債・合併特例債は、ふれあい基金積立金の

財源となるもので、脱炭素化推進事業債から70ページにまたがる4目教育債までは説明欄に記載のとおりで、臨時財政対策債は国の地方債計画に合わせ廃目となります。

続きまして6ページをお開きください。第2表債務負担行為は、市街地土地評価総合業務委託料が令和8年度まで限度額を249万7000円とし、スポーツセンター・早来公民館指定管理事業が令和8年度から11年度まで限度額を4億5387万8000円とし、それぞれ債務負担行為を設定するものです。

第3表地方債は町債の説明欄にある事業ですが、起債の方法、限度額については公共施設LED化事業4600万円、基金造成事業1億2460万円、地域医療提供体制維持費補助事業3500万円、合併処理浄化槽設置事業220万円、遠浅酪農2号線改良舗装事業9880万円、追分市街4号線改良舗装事業3810万円、河川浚渫推進事業340万円、スクールバス更新事業3130万円で、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

以上、令和7年度安平町一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ85億2985万6000円とするものです。ご審議の上よろしくお願ひいたします。

○委員長（米川恵美子君） ご苦労様でした。説明が終わりましたので、ここで午後1時まで休憩とします。

休憩 午前 11時49分

再開 午後 1時00分

○委員長（米川恵美子君） 休憩を解いて会議を再開します。

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。一般会計予算書の71ページをお開きください。1款、議会費について71ページから73ページまで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 質疑なしと認め、次に進みます。74ページ2款、総務費についてページごとに質疑を行います。74、75ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） なければ76、77ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） なければ78、79ページで質疑はありませんか。

〔内藤委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 内藤委員。

○9番（内藤圭子君） 79ページの委託費用についてなのですが、決まっているのでしたら委託先をそれぞれ教えてほしいと思いました。

〔岡総務課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 79ページの委託料。まず例規データベースですが、こちらは長期継続契約になっていまして第一法規様。2つ目の庁舎レイアウト設計業務については、こちら新規ですので委託先は決まっています。文書管理システム保守点検、こちら継続の事業でございますアイテック。庶務管理システム保守点検業務もアイテックになります。職員採用試験ですが、こちらは経費の中に3つの項目があります。まず1つ目が職員の募集の関係の媒体への掲示といったものの委託をしているところ。こちらは春先の契約になりますので委託先は決まっています。なお、前年度はファンディングベース様です。2つ目というか試験のところの安平町で職員を採用する試験を、実際に人が来てもらったり試験用紙を作る、問題を作る業者ですね。こちらへの委託ですが、こちら春先に決めるところですが、前年度は日本経営協会に委託しています。この委託の事業の中の3つ目の項目として今年度合同の説明会といったところへの出展を予定していまして、こちらの出展先への委託ということで、こちらはまだ合同説明会どれに参加するかは決めていませんので業者の方は決まっています。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

〔内藤委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 内藤委員。

○9番（内藤圭子君） ふるさと納税のシステムが総務課から移動していたのですが、その理由を教えてもらっていいですか。

〔岡総務課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 内容については商工費の方でということになると思いますが、こちら業務の効率化の観点から地域の商品開発の事業を担っている商工観光課でふるさと納税の事業を一括で行う方が効率が良いからということで総務から移っています。

〔内藤委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 内藤委員、3回目です。

○9番（内藤圭子君） 事務仕事は総務課でやっていたと思うのですが、じゃあその仕事もそちらに移るということでよろしいでしょうか。

〔岡総務課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 既に令和6年度から移行しています。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

〔三浦委員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 79ページの先ほど前段で出ました職員採用試験業務委託料の関係で、昨年により増額しているのは先ほどご説明を受けた合同説明会の出展先に委託するためということによろしいですか。

〔岡総務課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） ご質問のとおりです。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） こちらに参加されることによって、どのような効果を期待されているかをお願いします。

〔岡総務課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 職員採用にあたりましてはこれまでも令和2年から職員の採用試験の改革というか、できるだけその応募者を多くして分母を広げることにより優秀な職員、分子をなるべく多く取りたいということでこれまで募集の業務に力を入れてまいりました。ここからは既に就職市場が完全な売り手市場になっていまして、ここから優秀な人材を掴み取るためにどうしたらいいかということをお考えを今考えていまして、その中で他の自治体さんもお参加しているさまざまな企業さんが集まるような合同説明会に行って公務員になりたいという方に安平町を知ってもらい、安平町に受験をしていただくといった対応を取りたいと考えています。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 優秀な人材を獲得された暁には離職率も低くするようなことも同時に考えられての取り組みかどうか最後をお願いします。

〔岡総務課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 令和2年から令和6年までの間に安平町に入庁された新しい職員は全部で30名採用していますが、安平町は幸いなことに離職の数は全体で4名。その期間に入ってその期間に辞めた方は4名となっていて、幸いにして離職率はそれほど他に比べては高くないと思っていますが、世代が変わってくればさまざまな報道でも言われているとおり、今の若い方たちは自分の生活を第一に考える方もいらっしゃるってスキルアップしたいと。転職というものにあまり壁を感じてらっしゃらない方がいる部分もありまして、職場としても働きやすい職場を目指して併せて取り組んでいきたいと思っています。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） なければ80、81ページで質疑はありませんか。

〔高山委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 高山委員。

○10番（高山正人君） 81ページ12、委託料のスマホ教室運営業務委託料がありますが、これはかなり増額をされているということですが、これは全体的に受講者というか教室に通われる方が増えたという意味での増額となっているのか中身の説明をお願いします。

〔池田総務課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） スマホ教室と運営業務委託料の関係ですが、まず令和6年度、今年度においては主な事業として子ども向けのデジタル体験というもの。また、そこから一步進んでデジタルスクール、スクール形式のものもやっています。その他に大人向けのデジタル体験。例えば最近話題の生成AIとか、チラシを作るソフトがあるのですがそういうものの体験というのを3回行いました。また、シニア向け、高齢者の方、例えば老人クラブとか先日は施設の方に出向いてゲームをしながらデジタルの体験をしてもらうという各年代を対象にしたデジタル体験をまず今年度やりました。

その他にリスキリング、能力の再開発、再教育という意味なのですが、そういった事業をやっているとして、デジタルの例えばパソコンだとかスマホの能力を勉強してもらってご自宅でできるような仕事、パソコンを使ってできるような仕事をするための学習というプログラムがあるのですが、その短期プログラムがありまして、これが大体半年の期間でやるものと、その他に長期プログラム6年度、7年度、8年度3年間かけてやるというリスキリングというものの短期、長期を行っています。これらが今年度行っている事業でして、来年度についてはデジタル体験はこのまま継続して行う予定です。

新たな事業としては今回子ども向けのデジタル体験、デジタルスクールというのは職員が教材等考えて、それをお子さんたちに提供したものがあのですが、その他にもっと一步進んだ教材、デジタルの本当にお子さんに対してデジタルを活用してもらうような教材を開発してもらう事業というものの委託を考えていまして。これが新規ということでデジタル体験向けの教材開発で169万円の増額。その他にリスクリング事業、先ほど申した能力の再開発というものの短期と長期はご説明したのですが、来年はプラス中期というので1年間をかけたのプログラムをやる予定となっていて、これが584万4000円。この2つが新たに来年度行う予定のものなのですが、予算書上6年度から7年度2200万円ぐらい増額になっているのですが、6年度行った事業の先ほどのリスクリング事業、長期短期というのは4月の補正で行っていますので6年度の当初予算には計上されていないものでしたので、額はこの予算書上は大きくなっていますが事業は先ほど申したとおり新規は2

件やる予定となっています。

〔高山委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 高山委員。

○10番（高山正人君） この委託に関してはその事業に応じて企業さんに、もしくはそのような関係の方々に別々に発注する感覚で全部一括ということではないのか。そこをちょっとお願いします。

〔池田総務課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 今年度も来年度も先ほどのリスキリング。今年度であれば短期と長期。来年度は短期、中期、長期。それぞれ別の業者というか別の事業として発注、見積もり合わせをする予定で考えています。

〔高山委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 高山委員。

○10番（高山正人君） それぞれ違うところに発注されるということで、一般的に言うと競争入札をするわけではなく大体いつもどおりの計画的に継続事業というか継続契約といった形の方が多いのかなと感じるのですが、企業さんが計画上ここは私というわけではないと思うのですが、委託業務に関しては継続的に行われているのか、もしくはそうではなくて公募をかけて更に新たな募集をかけてその事業を行っていくのか最後お聞きします。

〔池田総務課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 長期の事業については先ほど申したとおり3年間の事業となっていますので、まずそこを第一に考えたいと思っています。短期については今年度行って来年度も行うということで、継続性も考えるとまた一からというよりは継続性を考えた、まだ決定していないのですが、というところを考えていければと思っています。中期についてはこれからの見積もり合わせ、入札等、新年度入ってからになりますが、これも昨年事業連携等も締結していますので、その状況とか情報を得ながら契約の規則に則った形でやる考えです。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（米川恵美子君） 三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） 80、81ページにわたって聞いていいのかわからないのですが、委託料の関係で昨年確かエリア放送番組制作業務委託料と著作権使用料というのがこちら辺にあったかと思うのですが、こちらはどこに移ったのか、それとも無くなってしまったのかその点お願いします。

〔池田総務課参事挙手〕

- 委員長（米川恵美子君） 総務課参事。
- 総務課参事（池田恵司君） 令和6年度において機構改革が総務課の方でありまして、5年度まで防災関係、情報グループで持っていたものが6年度から総務グループに移ったということで。これまではその防災情報行政告知ネットワーク事業ということで防災の方にエリア放送、あびらチャンネル、それに関わる著作権の利用料等々をそちらの方の事業で見えていたのですが、先ほど申したとおり機構改革がありましたので情報の所管の予算に移管をしています。これが広報事務経費、後ほど出てくるかと思いますが2款1項6目に移動しています。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（米川恵美子君） 三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） そっちで聞いた方がいいのかなと思ったのですがここで聞いちゃいますが、今年の委託先に関してはどちらになりますか。

〔池田総務課参事挙手〕

- 委員長（米川恵美子君） 総務課参事。
- 総務課参事（池田恵司君） それはあびらチャンネルの制作ということによろしいですか。現在の予定ですが、引き続きファンディングベースさんをお願いをできればと考えています。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（米川恵美子君） 三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） その選定については公募とかされた結果、やっぱりファンディングベースさんとなったのかどうかお願いします。

〔池田総務課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 令和３年だったと思いますが、この委託事業を行う際にプロポーザルの方を実施していきまして、そこで選定されたファンディングベースさんにこれまでの継続してお願いをしてきたということで。その継続性、町の中でもだんだん認知されてきているところでもありますので、我々としてはその継続性を考えた時に同様の業者をお願いをできればと思っています。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） なければ82、83ページで質疑はありませんか。

〔工藤委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 工藤委員。

○１番（工藤秀一君） 82ページのWEB-TAWN運用負担金ですが、これ2倍ぐらいになっていますが確か説明では確定申告のシステムと伺いましたが。これって毎年かかるのか単年なのか確認させてください。

〔池田総務課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） WEB-TAWNの運用負担金ですが、これは職員が使う各種システムのWEB-TAWNと呼ばれるシステムがあるのですが、その負担金となっています。説明の中には確定申告支援システム導入負担金ということで説明させていただきましたが、これについては令和7年度新規の事業です。この各種システムの中で毎年毎年新しくなるシステムがありまして、7年度については一番額が大きいのは確定申告支援システムということで掲載をしたと。他にも7年度新規のシステム導入は何点かあるのですが、基本的に7年度に関して確定申告は新規で導入するということで8年度、9年度はまた別なシステムが発生するかもしれないということになっています。

〔工藤委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 工藤委員。

- 1番（工藤秀一君） 確認ですが、これって各自治体が共同でやっているかと思うのですが。その負担金というのは均等割りなのか按分しているのか教えていただければと思います。

〔池田総務課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 総務課参事。

- 総務課参事（池田恵司君） おっしゃるとおり現在70ちょっとの団体が加盟しています、その中で負担金という形で拠出しています。この負担金の考え方なのですが、各町でそれぞれ使うシステムが細かい部分で違うところがあります。基本的に同じシステムを使うということもあります。同じシステムを使っている場合は均等割りの他に人口割りがありまして、それが均等割りが8割、人口割りが2割で負担しています。その他に各町、自治体独自で入れているものはそれに加算して負担するということになっています。

〔高山委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 高山委員。

- 10番（高山正人君） 私は82ページ上段にあります地域ブランディング業務委託料と、新たな1509万8000円というものが委託業務されているわけですが、これどんな内容か、詳しく教えていただければ。

〔池田総務課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 総務課参事。

- 総務課参事（池田恵司君） ブランディング推進事業ですが、これ令和6年度の新年度の予算には計上されていなかったものなのですが、先ほどのリスキリング、スマートワークと同様に令和6年度の4月補正でこれを計上しているものでして令和6年度から実施をしている事業となっています。内容についてはブランディングということで町へのポジティブな意識、愛着度の向上を目指す事業となっていて、具体的な内容としては、まだ具体的に決定はしていないのですが7年度におきましては町の紹介動画の作成とか専用のインターネットのサイトの構築とか、各種メディア、テレビといった情報を使っの発信業務とか、グッズの開発という業務の方を考えていまして。まだ具体的にどこまでできるかはいろいろ検討しているところなのですが、内容としてはそのようなことで、まず町外の方に安平町を知ってもらうことはもちろんなのですが、それ以前に町民の方にも気付かない町の良いところ

だとか、町への愛着度を高めてもらう。また、横文字になってしまって申し訳ないのですがインナーブランディング、中のブランドを高めるという事業になるのですが、そこからまず進めていくことになっています。

〔高山委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 高山委員。

○10番（高山正人君） 何となくわかったのですが、結果的にPR活動の一環なんだと思うのですが。これは観光でも使い、総務でもこれを使うという二重に発生していると。何かまとめるところがあってこの予算を組むならいいのだけど、こっちはこっちそっちはそっち。でもやっていることはそんなに狂いがあるのかどうか分かりませんが、数字的にも非常に大きな数字ですから具体的に何をするからこれだけかかるというならわかるけれども、こういう感じでいきたいというふわとした感じ。成果品ができるどうのこうのというよりはその途中にこれだけ費用をかけて町をPR、内側にもPRをしますよという話になるとこんなにお金をかける必要があるかどうかちょっと分からないですが、もうちょっと何かはっきりしたものでこの数字が出てきたという証拠になるようなものがあれば教えてください。

〔池田総務課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） まず前段のお話で、総務課だったり商工観光課だったり同様なところをやっているのではないかとのお話がありましたが、そういうところはこれまで他の部署もそうかもしれないですがそれぞれがやっているところがありましたので、今回については商工観光課とかその他各部署に一応ご協力をお願いしながら進めていく考えです。例えばイベント等いろいろお祭りとか菜の花とか町にはいろんなイベントがあってそれぞれ担当部署が進めているわけですが、そこにもこのブランディング事業を使って一緒にやっていくというような一本化してやっていきたいという考えで今後進めていきたいと思っています。額の積算の内訳はあるのですが、そこまで細かくはないのですが、一番大きな積算でいくと動画の作成が今年度1本制作して、先日完成したばかりでまだお披露目はしていないのですが、来年度以降は一応3本作成する予定になっていまして、その動画作成にかかる額がこの中では大きな割合を占めているかなと思っています。

〔高山委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 高山委員。

○10番（高山正人君） 同じところなのですが、1本できたよって、まだ公表していないって。これいつ公表してどう流れるのか。それと来年度予算の中で3本作るといふ。3本はどれぐらいの長さ、ストーリーといったものの、どこで配信をどうするのか一応決まっているだろうけどそこも教えてください。

〔池田総務課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 今年度については今年度の事業ですので今年度中に公表できるように進めていくというところですよ。基本的には公表の場面としては町の公式のY o u T u b eがありますのでそこから発信をしていくのをメインに考えています。その他、当然あびらチャンネルとかでも流していきたいと思っています。新年度に関しても同様の方法で動画を発信していきたいと思っています。

〔田中副町長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 補足させていただきます。動画作成はライセンスという肖像権・所有権、そのどこに帰属するのも含めて安平町制作した後は安平町と。この映像は二次使用、三次使用、例えばここだけでなくどこかのイベントでこういうタブレットの中で紹介していくと。例えばうまかまつりの中でも同じものを見せて町外から来た人方に安平町というのはこういうものですよという使用許可も安平町に帰属しているものを全てという形になります。補足ですので全てというよりも1つの動画が大体の基準として1分45秒の形の中の人間の集中力が途切れない秒数の中でそれぞれアテンドというアクションから興味を持たせて、どういう形で欲しがらせて、そしてそれを記憶させてアクションに移すという番組構成というのをその1分45秒の中です。その一つの基準として1本から3本目まで同一の基準で同じ形の記憶を呼び起こすような心理的な部分もありますので、そういうところにお金がかかって、我々素人がやるものではなくて絵コンテにとって役者もきちんとした役者を使って、音楽もライセンスというよりも無料のを使えるものではなくてきちんとその会社の中で作った音楽をB G Mとして流しながら作って番組上、動画の構成上は安平町に全て帰属していくものを作っているということです。以上、補足します。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

- 7番（三浦恵美子君） 今の関係でこの制作に関して、聞いていたら申し訳ないのですがどこに委託されて制作されているか、1本いくらをお願いします。

〔池田総務課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） まず業者は電通になります。額については1本いくらという業務ではないものとなっています。

額については本日持ってきていないので後ほど答弁させていただきたいと思います。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

〔内藤委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 内藤委員。

- 9番（内藤圭子君） 今年も継続して今度は3本になるとおっしゃったのですが、業者の選択については同じ業者が継続してやっていかれるかどうかの確認をお願いします。

〔池田総務課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） そのように考えています。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

- 7番（三浦恵美子君） 同じ業者に委託するその選定はどのように決めたのですか。ここが長けているから良い的な感じですか。

〔池田総務課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） まず電通という業者は皆さんご存知だと思いますが、PRとか情報発信に長けた業者であるということ。また、昨年度令和5年度において電通さんと包括連携協定を締結していますので、それに基づいて電通さんをお願いできればと考えています。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 別なところで1つお願いしたいのですが、82ページの住基基本台帳ネットワークシステム構築事業の18、負担金補助及び交付金の住基ネットシステム本体共同運用負担金。こちらシステムの関係で増額になっているのですが、主な要因をお願いします。

〔池田総務課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 住基ネットシステムの負担金ですが、これについても新たにシステムを入れ替えるものではないのですが、同じものを継続して使っていく中で新年度については負担金が増額になるといったことからの要因となっています。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 継続による増額にしては少しあれかなと思ったのですが、どういうからくりで上がったり下がったりしているか。

〔池田総務課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 総務課参事

○総務課参事（池田恵司君） 運用の中にはシステムの利用料の他に共同運用しているサーバーがありまして、そこら辺の内容が毎年変わったりすることもありますので、これは毎年毎年下がる年もありますし上がる年もあるということでは来年は若干増額になることになっています。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(米川恵美子君) なければ84、85ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(米川恵美子君) なければ86、87ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(米川恵美子君) なければ88、89ページで質疑はありませんか。

〔三浦委員挙手〕

○委員長(米川恵美子君) 三浦委員。

○7番(三浦恵美子君) 89ページの6目文書広報費の広報事務経費、先ほどこちら出てきた部分なのかなと思うのですが、この報酬を払われる方に具体的にどのような業務を委託するのかお願いします。

〔池田総務課参事挙手〕

○委員長(米川恵美子君) 総務課参事。

○総務課参事(池田恵司君) 文書広報費の報酬、地域おこし協力隊の部分です。これについては新年度から雇用をしたいと考えていまして、具体的な内容としては簡単に言えばあびらチャンネル、現在業者に委託している。他にこれまで例えば再放送の時間だったり町民の方に対する動画撮影、編集の講習のようなもの、町民が作った動画も流せるようにといった話だったり、そのようなところを解決するために地域おこし協力隊員を雇用してそのような業務にあたっていただきたいと。現在のあびらチャンネルをより良いものにしていきたいなということで募集をするための費用で今回計上しています。

〔三浦委員挙手〕

○委員長(米川恵美子君) 三浦委員。

○7番(三浦恵美子君) あびらチャンネルの制作に関してはファンディングベースさんに委託するとおっしゃっていたのですが、こちらの業務も一括して委託とかそういう感じにはならないのか、別々にやらなければいけないのか、二重ではないのか、その辺のところお願いします。

〔池田総務課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） ファンディングベースさんには主に皆さんご覧いただいている出来事的な行事の取材に行っていたりとかこれまでやってまいりました。ただ、これまでもあったように月に2回更新しているのですが、1回の更新でも1時間の番組の制作がなかなか現実的な、現在の委託料の中では、ということがあります。仮に委託料を増額してその方解決するところもなくはないと思うのですが、我々としても地域おこし協力隊でその方が3年後地域の中でその映像の事業を町内でやっていっていただいて、あびらチャンネル等こちらの方にも携わっていただければという考えで別枠で今回募集を考えていることになっています。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 最後に、取材する先のイベントなどの選定方法は会議とかで決められていると思うのですが、どのような基準で選定されているのか伺います。

〔池田総務課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 基準と申しますか主だった行事は毎年ある大きな行事は当然行っています。昨年的一般質問でも何人かの議員さんからもお話がありましたとおり、いろんな行事だったり特別番組である人とか団体とかにスポットを当てたような番組の方も制作をするところで基準は明確なこういうものというのはないのですが、我々と委託業者の方でどこを取材に行ってもらうのかを会議の中で決定しています。どのような行事があるのか情報収集についてもこれまで情報グループの中だけで収集をしていたのですが、前回の一般質問後に例えば庁内、他の課からさまざまな催しがあるという情報を貰ってその中からいろいろ選定をして取材に行っている内容になっています。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） なければ90、91ページで質疑はありませんか。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 91ページの広報紙制作業務委託料と広報媒体業務委託料。こちら増額されているのですが、その要因をお願いします。

〔池田総務課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） まず広報紙制作業務委託料については紙の紙面、広報あびらと笑顔の方を制作している委託料になっていまして、これについては個人事業主の方に委託してるということで、増額の要因としては令和6年度においてはこの方それまで地域おこし協力隊でやっていた方で令和6年4月まで地域おこし協力隊員だったということで11か月の委託になっていました。7年度については丸々12か月の委託となっているので差額その分となっています。

広報媒体運用業務委託料については先ほど答弁差し上げたとおり、あびらチャンネルにかかる業務委託料になっていまして防災の方からこっちに移動してきたものです。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） まず広報紙の関係は広報紙に何か行事とかお知らせを載せる載せないの基準があるのかと、あとはチラシを折り込む折り込まないの基準もあるのか、この2点。広報媒体の関係はフェイスブックもまだこちらに入ってるのかどうかこの2点をお願いします。

〔池田総務課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 1点目なんでしたっけ。

○7番（三浦恵美子君） じゃあ回数に入れないでもらって大丈夫ですか。

○総務課参事（池田恵司君） あ、すみません。思い出しました。折り込みも記事もそうなのですが、基本的にはそれぞれ担当ではないですが、関連する役場の部署の方を通していただいて、その部署から我々の方に起案をしていただくと。その中で決定して記事とか折り込みの可否を判断しているというこ

とになっています。

2点目、SNSの関係ですが、フェイスブックの他にInstagramの方をやっている、メインはInstagramになっている、大体月に3本ほどの更新でやっています。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 折り込みと記事の関係の基準は担当課それぞれで何かあるのでしょうか。例えば総務では何とか福祉では何とかってそういう基準があって起案されてまとめてやってらっしゃるのが1点。

フェイスブック+インスタとおっしゃっていたのですが、インスタは何かお金かけて3回更新してやってらっしゃるそういうことが必要なものなのかどうか。

〔池田総務課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） まず基準については各課というわけではなくて広報の掲載の方の要領がありまして、その基準の中で我々の方で決めています。基本的には基準は例えば町の交付金や補助金を貰って活動している団体さんとか町が後援・共催になっているという団体を各担当課を通して申請してもらうことになっています。

あとフェイスブック、インスタの投稿にかかるお金ですが、月3回現場、例えばイベントとかに出向いてもらってそこで文書作ってもらって投稿してもらう金額になっています。

〔田中副町長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 補足します。只今基準の本当の具体的な部分を言いましたが、広報紙の発行規則の中で周知事項というのが町民に知らせる必要がある必要な事項があって、その中で各課においていろんな検診事業とかいろんな行事の内容を総務課の情報担当に記事を書いてくれという手続きを経て広報紙、広報笑顔の方に則って載せていることです。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

〔内藤委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 内藤委員。

○9番（内藤圭子君） 広報紙制作は個人事業主になった地域おこし協力隊の人が作ってくださっているということで、これは固定していくのかということと、広報媒体の方はこれも継続して同じところにやっていっていただくかということの確認と相手先を教えてください。

〔池田総務課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） まず広報紙については、地域おこし協力隊を卒業して、地域おこし協力隊の時も広報紙の制作の業務をしていただいたと、地域おこしを卒業して個人で起業して個人事業主としてそのような広報紙だけではないですが、そういったものを作るような事業をしていますので、我々としてはそういう方が町内にいるということで継続してお願いをしていければと思っています。

次の質問、広報媒体の方ですが、これに先ほどSNS、フェイスブック・インスタの業務のお話をしましたが、これあびらチャンネルと一体として契約しているものになっていますので、新年度もそのようにお願いしていきたいと考えていまして、業者の方は先ほど答弁したとおりファンディングベースとなっています。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 92、93ページで質疑はありませんか。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 92ページの下にある委託料、公用車運転業務委託料ですが、多分町長が公務にあたられている間運転手の方は待っていてくださっているのかなと思うのですが、その待っている間どのように待機して待っているのか伺います。

〔岡総務課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 町長が公務で札幌に行って駐車場等に停める場所は概ね官公庁の場所が多いのですが、官公庁の中の駐車場については運転手も一緒にそのまま駐車場で待機することが多いと伺っています。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 例えば今冬で寒いとか夏の時とか黙ってエンジン切っ
て待っているわけにはいけないので、アイドリングされていらっしゃるので
しょうかね。

〔岡総務課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 季節によってアイドリングというのはなかなか環境的
にも他の市長や町長の公用車も含めてそういう行為はあまりしていないと
伺っていますので、その時は例えば道庁の中とかで他の自治体の運転手さん
と待機をされていると思っています。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） できるだけ脱炭素とかの関係もありますので休める場
所がある時はアイドリングせずそういうのって言っていただけるようにお
願いします。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） なければ94、95ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 次、

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 95ページの町有施設管理経費の需用費の燃料費が減額なのはどのような要因かお願いします。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） こちらについては6年度の予算時には安平小学校と遠浅小学校の燃料費を一応見ていたのですが実績がなく、7年度についてはこの分を落としているものですから減額となっています。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） なければ96、97ページで質疑はありませんか。

〔高山委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 高山委員。

○10番（高山正人君） 97ページ、14工事請負費の中で。ここに町有地整備事業と分譲地水道整備工事、あとそのもっと上にありますが土地分筆業務委託料、すなわち町の宅地造成といった費用が計上されているかと思うのですが、これについては全員協議会を2回開いていただいて説明を受けていました。その時に10月においては戸数、賃貸住宅と個人住宅の区分けといった部分の数量は確認することはできました。それで設定場所は土地の場所だけは地図上で確認をすることができました。2回目の本年2月13日に行われた新規事業の説明をいただいた時には新たな地図が出てきて配置図等がこちらの方で見させていただくことができ、その中身でこの工事費が出てきたと考えていますが、この配置についてはいろいろ検討されたということで常口アトムという連携協定を結んでいる会社の方々と打ち合わせをしてこの場所を決めているというお話を伺っています。当然土地の利用の配置においては、非常にどのように決めたか、どのような流れになっているのか詳しく説明してください。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 今、土地の選定や区分けの経緯等について詳しく説明をということでした。高山委員のご説明の中で常口アトムとの相談と

触れられていたのですが、私どもの方ではそのような経緯は辿っている部分は宅地造成のところではありませんでした。きっと町内の空き地等がありましてその中から今多くの土地選定や中古物件等が動いているのですが、そこは常口アトムさんが現在土地所有者等の同意行為等を行っているところとお話がもしかしたらくつついてしまったのかなと思ったので補足説明させていただきます。今回の工事整備の図面の検討にあたっては常口アトムさんとはご相談はしていない状況になります。

その上でなのですが、こちらの土地の検討にあたりましては関係課、政策推進課、施設グループ、水道グループ、下水道グループ等入りまして、今のライフライン、あと土木も入りまして今のインフラ、ライフラインを前提とした上で費用対効果を考えながら今回の分筆、新規事業の説明でお示ししました図面を検討してきたような、職員間で検討しながら進めてきた経緯となっています。

〔高山委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 高山委員。

- 10番（高山正人君） 言われていたことの勘違いもあるのかもしれません。しかしながら、1回目の説明の段階で、その空き地対策ということではなくて、分譲地を造成するためのお話を受けているかと思うのです。ここで言っているのは宅地造成ということの頭文字で全員協議会を開いて説明を受けています。ですから別に空家対策の話を、空き地の対策の話ではなくて、私の受け方としてはそうは思っていないのです。区割りをどこかでされているのであればもう少し。入っていないなら最初から入っていても構わないのですが、この土地に対して協議をした経緯はあるのかないのかということを知りたいということと、2月に行われた全員協議会の中で土地利用の配置に対してもう少し検討の余地はあるのではないかという話をさせていただいた経緯はあるかと思います。しかしながら、これは決定事項というお話でしたから私はそこら辺が腑に落ちないというかあまり納得がいけないということと、それから2月17日にゼロカーボンシティのスマートエコタウン事業といった候補地、分譲地の中に組み入れられているかと思ひまして、それを考えてみますとこの配置図で行えば、ソーラーパネルの敷き方とかいろんな熱効率を考えた時に配置の考え方はもう少し考える必要性があるのではないかと考えたものですから、その辺についての経過についてもう一度説明をお願いします。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 先ほどの常口の話だけではないですが、私は全員協議会で新規事業の説明会の時にさせていただいた流れがあるかと思いますが、今回の選定で区画の大きさのお話も出ていたかなと思っていたのですが、最近ハウスメーカーさんなんかのお話を聞きまして割と小さい区画が好まれるようなお話の流れではなかったかなと思っていました。常口アトム様の部分については昨年北海道銀行様と常口アトム様と連携協定を結ばせていただきまして、先ほど参事がご説明させていただいたような空家対策的なところでのご協力いただいているところは今現在進行中ではありますが進めているところです。先ほど常口アトム様と、もしかすると全体の説明会の中で区画が割と小さい区画の選定の考え方のところでそのようなお話で、もしかすると説明に誤解を招くようなところだけは訂正をさせていただければと思っています。

〔高山委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 高山委員。

○10番（高山正人君） すれ違いがあるのかどうか、ここは一応議事録をいただいた中でそんな話をさせていただいているところなのです。これが限定的にここをやったというお話では当然ないので、全体的に見てその中に含まれている部分なのか、そこはそこで線を引いた上で次の課題に移っているのかというのは議事録の中ではふわっとした中で話されている部分であることは事実ですから。ただ、言えることは土地の面積をいけないというお話、これはおかしいよという話をしたわけではなくて配置が非常におかしいということ。間口が10mというお話もされていましたし当然その中で地図上から言うと非常に日照的な部分で考慮する必要性があるのではないかなとお話をしたと思っています。議事録の中にも載っているかと思うのですが、この辺について回答はいただけないものかと思います。

〔及川町長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 常口さんの関係は今答弁したとおりで、場所によってはいろんな安平町内の空いた土地とか空白地といった話ですから、もしかすると今ご指摘の場所も話の中では重なる部分があったのかもしれませんが、今我々が全員協議会だったり図面も出して説明させていただいたのはご承知のとおり早来学園の真向かいではないですが斜め前で仮設校舎が建っていて、あそこを子育て世代に移住定住で招き入れたいということで民間賃貸住宅を最初は全部そこにして戸建て住宅は違うところにとというようなことを中心として内部で、私も入っていろいろな形で議論してきました。ラピダ

スの話も昨年の12月ぐらいから話が出てきて、それで中期的に置いていたものを前倒して早めていこうということで我々手作りといったらあれですが、関係課全部集まっていると議論しながらアパートの建設の場所、また費用対効果は先ほど説明しましたが、経費がなるべくかからないような形でどうやって作っていきけるかも考えて最終的には図面でいけば北側に5件ぐらいの戸建て住宅という画は描かせていただいたのですが、当然そこがいったん整備が完了して売れるとは、整備というか民間住宅がいったん1年間で建つとは思っていませんので。場合によっては戸別住宅で建てていたところが売れ行きが思わしくない場合については栄町でやったような民間のアパート建設も視野に入ってくるかなとは思いますが、また、全員協議会の予算の説明の中で個別事業の説明の中で高山議員の方からいろいろとご意見もいただいたところも聞いていますので、そういったところもまだあの図面が何か業者委託して設計書を作ったというものではありませんので、それをベースに考えていますしいきますが、全員協議会とか先月2月13日ですか、個別事業で説明したような意見も含めながら考えてまいりたいと思っています。こういった答弁でよろしいですか。

〔高山委員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山委員。

○10番（高山正人君） 非常に残念な意見をいただきちゃったかなと思ってます。戸建て住宅を建てるということは、5区画を付けるということは最初からアパート全部でいいよっていうならそれで構わなかった。でも戸建てを5件つけるといった時には一生に1回しか建てられない場所を選ぶとしたらどうするかという話をしたと思うのです。そうしたら北側より南側がいいよねって。建築条件としてはだよ、と言ったはずなのです。アパート事業者だったら多少バックしても日当たりのことはもう少し余裕が出てくるのではないですか。たまたまここでエリアがエコタウンだよという話になったらもっと明かりを取り入れて電力を使うという意向も考えたらあの配置じゃない方が私はベストだと思っていますから。考える余地があるというお話が当然変わってくるよと、予算が変わってくるよという話になるかと、もしやろうとすればですよ。土地いろいろ分筆も変えないといけない、水道配管も変えなくてははいけないという流れが変わって道路がどうするかという話も当然出てこなくてははいけないということになりますので、町長の意向としては変えていくかもしれないというお話の中で言うと、私にとってそこは想定とは違いますよって。

〔及川町長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 担当課と打ち合わせした時に、私が誤解を与えたらあれですが、例えば戸建て住宅のところを南側に持っていくという話ではなくて、既存の予算の中で既存の配管、例えば水道だったりといったところも今の分筆も含めて予算の範囲内の中で何かいい方法がないか議論していたので、先ほどエコタウンの話も重点対策加速化事業の補助金の採択とも絡んでくるものなので若干流動性もあるので、そういったご意見を踏まえながら決定した予算の範囲内でやっていくところは当然なのですが、その中で最善のことを更に考えていきたいと思っています。努力してまいります。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 今のところでもう一つお聞きしたいのですが。例えば配置替えをしたら予算の範囲内っておっしゃっていたのですが、配置替えをしたら予算が大きく変わってしまうのか。その辺のところはどのような整理になっているかお願いします。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 只今のご質問なのですが、この配置替えは私の方では再度検討は行っていないので、はっきりしたことはまだ言えないかなと。逆に言いますと今付けていただいた予算の中でどうできるか。先ほど町長も答弁していますけど、そのような考え方になるのかなと考えています。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） そのところ整理されていないうちに予算の範囲内で収めなければならないという話もどうかなと思うのですが。例えばこれでOKですって予算通して、それで配置換えできませんでしたとなったら一生に一度建てられるお家が可哀想だなと思うのですが。そこら辺前向きな検討ができるのかどうかお願いします。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 私、先日の新規事業の時のご説明もさせていただいたのですが、今回の戸別住宅の部分を北側にしたというのは早来市街3条線については早来学園、はやきた子ども園の通学路になっています。交通量もそれなりにある路線です。そこに個別に5か所取り付けがあるとなると事故の確率も多くなってしまう。アパートをこちらの方に建てていただけるとアパートはどちらかというと南側の方、道路側に住宅は建つのではないかなと。普通の住宅であれば北側に建てるのですが、駐車場とか物置きがアパートに設置されると考えています。その場合には南側の方にアパートが建設されて北側の方に駐車場スペースができるのではないかと私は考えました。そうなりますと高山議員が心配されています北側の方に5戸戸別住宅の区割りを設置したとしてもこの5戸の戸別住宅についてはこの区画の中の南側の方に住宅は建てられるものを私考えています。北側の方に車庫とかそういうものが、どうしても先ほど高山議員も言っていましたが間口の狭い区画になりますので駐車場ぐらいにしかならないのかなと思いますが、そういうことで建設をされるのではないかとということ。ただ、それは私の想像の範囲の中での考え方でこういう形を作らせていただきました。

次にこれを変えられないのかと。変えた場合は先ほど予算の中でというお話をさせていただきましたが、今これ仮に北側の方に5区画ありますけど、これを仮に反対側の南側の方に戸別住宅を持ってくるとしますよね。そうだった時はこの中で5区画はちょっと取れなくなってしまうのかなと考えます。そうすると1区画の面積を広くして4区画というような区画になってしまう。そうすると分筆の点の数が変わってきますので若干予算の範囲内で整理できるような配置換えはできるのかなと考えて先ほどの答弁をさせていただいています。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 建設課参事、どうぞ。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 変更の方は今私が仮にという部分で、そういう想定もできるのかなと思いますので。やろうと思ったらできるのですが、ただ、また一つ心配事が。今度戸別住宅を南側に持ってきましたら皆さんやはり北側の方に住宅を建てたくなると思うのですよね、個別になると。そうすると今度北側の方にアパートの敷地を作った場合にはアパートと戸別住宅が、アパートはどちらかと言うと南側の方に建てたくなると思うので、そこでアパート側の方が日照条件が悪くなってしまうのではないかなということ

ころは私の考えるところです。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

〔高山委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 高山委員。

○10番（高山正人君） これは町長が言っていて中身のことを聞いているわけではなくて、要は動かすか動かさないか、そこを言っているだけでして、数がどうのこうのと言っているわけではない。配置の話は町長が検討するとはっきり申し上げて、言っていたいたので、そこはそこで検討の余地があると認識をいただいていますので、そのところはよろしくお願いします。

○委員長（米川恵美子君） 答弁はいいですか。

○委員長（米川恵美子君） では次に移ります。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 96、97ページにあるPCB廃棄物運搬業務委託料の関係なのですが、こちら具体的にどの部分の廃棄物の運搬になるのかお願いします。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） こちらについては令和4年度に一度PCBの廃棄物の処理をさせていただきました。ですが3か所ほど街路灯の方にまだ安定器が残っていたのが今になって出てきたものですから。最終的な処分は令和9年までとなっていますので、今回その3つ出てきたものですからこの7年度の予算の中で、これで全てを整理させていただければということで。

○7番（三浦恵美子君） 終わるんですね。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） その予定であります。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） なければ98、99ページで質疑はありませんか。

〔高山委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 高山委員。

○10番（高山正人君） 私は98ページ（6）町有施設再活性化事業のところ、みずほ館の運営業務委託ということなのですが、みずほ館をこの業務委託をしないといけない、あの会館の定義みたいなのがあって、普通の会館だったらそんなに管理者、経費をかけないで済むかと思うのですが、ここ管理者もうちちょっと中身どうしてこんなに管理者設定しないといけないのかについて伺います。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） みずほ館については、現在地元の瑞穂自治会の1つで自治会館という位置づけと、もう1つ地域振興を図っていくという施設の位置づけの2つの用途を持ち合わせるような認識を原課としてはあります。こちらの方は過去に令和3年、失礼しました。この括弧を読みますと令和2年3月に廃校となった瑞穂小学校の跡地を利用し町民の健康増進と文化芸術の教養の向上及び生きがい事業の推進、都市と農村の交流による地域活性化を促進する場として平成3年1月に施設がオープンしたと。ここがまずベースになっています。そこで先ほどその施設の中に瑞穂自治会も使っている位置づけもありまして、地域からはあそこ地域活性化施設として使ってほしいという要望が、

○町長（及川秀一郎君） さっき令和2年3月って。平成。

○政策推進課参事（山口崇君） あ、失礼しました。平成です。令和と説明したのは平成です。失礼しました。そういった施設の特徴がありまして、地元の自治会からのあそこの有効活用を町に求められている状況でした。そうした中あちらの施設を過去に、ここ平成何年かしっかり押さえていないのですが、事業展開、活性化のためにプロポーザルをやった時に現在管理をしてくださっていますNPO法人ココ・カラが手を挙げてくださいます、そこから地域活性化振興策と位置づけてこのような委託事業を組んでいる経緯です。

〔高山委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 高山委員。

○10番（高山正人君） 普通に言うと自治会館だから会館管理費でいいと。でもそうではなくて別枠がありますよということで、今NPO法人でやっておられるところを継承してつながっていますという話なのですが、事業展開としてこの中でどのようなことを今までやってきてこれからは何を要望しようとして委託業務させていくのか。その辺についてお聞きします。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 委託業務の内容としては週2回の定期利用ということで、会館の管理と清掃業務を一つ利用しています。また、地域の方で使いたいと言った場合にそちらの鍵の施錠等、また、みずほ館は一般の利用者も使えるような構えになっていますので、一般利用者が使いたいとなった場合はその鍵の施錠等、業務の委託の中でお願いしている中身になっています。

〔高山委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 高山委員。

○10番（高山正人君） いや、清掃業務とかそういうことを聞いているわけではなくて、何をやろうとしているのかと。行事何をしようとしてこのお金をかけているのかと。清掃業務だけだったら何万円で済む話なんですって。だから事業として何かをするために何か委託をかけているわけですから、何をしようとしているのか、何でこのお金をこれだけかけるのかという意味。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 失礼しました。現在、委託として出していますのは地域住民との交流の場づくりの事業展開をしていきたいと思いますというのが一つベースになっています。当時、ココ・カラの方では地域食堂等を展開していたり地元食材を使った餅だったりイベント等を実施していたこともありまして、そうした活動を委託事業として出している部分になっています。

〔高山委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 高山委員。

○10番（高山正人君） そのNPO法人が開催されるということでまた新たなどこか委託をしていただくのだと思うのですが、だからそこに臨んでいくには来年度予算ですから。何を臨んでその契約を結ぶのかという話を煮詰めないと、ただただ数字が出てきましたどうでしたとか例年どおりって、担当が代われれば代わる何かがあるわけですから、そのところをよろしく。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） これまで管理して下さっていましたNPO法人ココ・カラの方が法人の方を廃止していくお話も聞いていまして、来年度予算についてはそこをまた新たに施設の有効活用、活性化という観点でプロポーザルの募集をかけていきたいとそんな予定を現在しているところです。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 次に進みます。100、101ページ。

〔鳥越委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 鳥越委員。

- 4番（鳥越真由美君） 101ページの下の方に地域公共交通二種運転免許取得費助成金というのがあるのですが、これは上の段の地域おこし協力隊員助成金のこの事業とセットじゃなきゃ使えないものなのか、その確認をお願いします。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） こちらの事業は地域おこし協力隊も使いますし、仮にハイヤー事業者に勤めたいという方で二種免許を取得することも対象としています。

〔鳥越委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 鳥越委員。

○4番（鳥越真由美君） 確認なのですが、これは前年度も同じ内容でしたか。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） そのとおりです。

〔鳥越委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 鳥越委員。

○4番（鳥越真由美君） 昨年、町内の方がこの免許を取るために何度か確認とったと思うのですよね、役場に。だけど外から来る人にしか使えないと言われて、ご本人自分でお金出して取りに行って今その事業所にきちんと勤めているのですが。だから町民も使えますよというところがきちんと広報していただけしているものなのか確認させてください。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 今年度の実績でも1件、協力隊ではない方で町内の方がハイヤードライバーになるということで取得したケースは1件出ています。もしかしてそのもう1件の問い合わせのところは詳細を把握していない状況なのですが、その予算の状況とか、もしかしたら現状の部分で行き違いがあったり確認不足があったのかかもしれません。ちょっとそこを把握していませんでした。

〔及川町長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 町長

○町長（及川秀一郎君） 今山口参事が答弁したのは既に追分ハイヤーに勤めて、そのためにってということで二種免許の制度を使ったということでいいですよ。

もう1件の話の方は、ハイヤーに勤めるという形ではなかったのかなと自分は記憶していたのですが。また違う件でしたか。

○11番（梅森敬仁君） 地元の人でしょ。

○町長（及川秀一郎君） 地元の人です。

○11番（梅森敬仁君） 森本で取らせたの。

○町長（及川秀一郎君） 先ほど答弁したちょっと誰ってお名前出せないので嘸

み合っていないかもしれませんが。追分ハイヤーで運転するために二種免許取るという方については助成制度の対象にして地域おこし協力隊員じゃなくてもそれは町内の方であっても、それは対象にして今年度の事業としてやらせていただいています。

〔鳥越委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 鳥越委員。

○4番（鳥越真由美君） 今までの経過はわかりました。ただ、ちょっと行き違いがあるのかもしれませんが、今後においては町内で資格を取りたい方がいたら、その事業所に勤める理由がなければ取れないものなのか。この二種免許はそうでなくても取るために町内の方であっても利用できるものなのか、その確認だけお願いします。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 現在ドライバー不足が背景にありまして、事業者の方と内定なり雇用するという見通しがついた方を対象とするような事業展開をしています。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） なければ102、103ページ。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 103ページの18負担金及び補助及び交付金のところのデマンド交通運行業務補助金の増額要因、物価高騰とかいろいろあるのかもしれませんが、ここら辺の要因をお知らせください。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） こちらの増額要因ですが、まずは運行事業者におきます整備管理者、また、運行管理者の管理職手当最低賃金アップ等に伴

う増額。また、事業主体となっています商工会の運行管理費、職員給与のアップ等が主な増員要因となっています。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

〔鳥越委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 鳥越委員。

○４番（鳥越真由美君） このMONETシステム、103ページですね。去年も聞いたと思うのですが、今新しくドライバーになった方が結構使った方がいいよと地域で広報を個人的にしている場面を見まして。ネックになっているのは今ちゃんと商工会の方に登録してデマンドを使っている方でもなかなかMONETに移行するということができないでいるのが実態なのだなという中で、たまたま若い子がいてMONETのシステムをその方の持っているスマホに入力してあげたらきちんと使えるようになったというのを見たのですよね。なのでそういう活動が、今後この事業を続けていくのであれば必要なのではないかなと思うのですが、その辺りの見解をお願いします。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） MONETシステムの運用については今鳥越委員がおっしゃいましたとおりそうした人が間に入って高齢者の方の手解きで利用するととても有効な手段になると、そんな認識をしています。今年、令和６年度になるのですが、このシステムがより普及できるようにということスマホ予約無料キャンペーンを実施させていただいてきたところです。こちらの１月末現在の実績なのですが、444人ということで大幅な利用は見込まれたところですが、当初目標としていた25%には達しない19.5%で数字が押さえています。こうしたところも今、現状受け止めて来年MONETシステムの部分を進めながら、今度はこのシステムに変わるようなものをこの間土曜日に新聞で出たのですが、C I C A Cという業者と個別協定、事業連携を組みまして、令和７年度は実証試験等を展開していきたいと考えています。なので来年については２段階えというところもあるのですが、引き続きMONETシステムが皆様に有効活用されるように今みたいな人と人のケアのところをしっかり対応していきたいと思っていて、この間も地域ミーティング等や出前講座に行きますよと周知していますので、その辺もしっかりやっていきたいと考えています。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

〔箱崎委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 箱崎委員。

- 8 番（箱崎英輔君） 103ページの未来創生委員のところでお聞きしたいのですが、この未来創生委員の選考について何か規定があれば教えてください。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 未来創生委員については、設置規則がすみませんしっかり覚えていないのですが、その中で公募による委員と町行政に対して識見を有する者ということで町長が委嘱するものとなっています。委員の方が現在14名となっていて、こちらの部分が委員に辞退とか空きが出た場合に、任期が来た時に不足分を公募する形で今運用で回している状況です。

〔箱崎委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 箱崎委員。

- 8 番（箱崎英輔君） 何を言いたいかというと、現在安平町で生まれ育った人たちの7割とか8割はもう外に出てしまっているのが現状ですよね。そうすると未来創生委員の中にもここに住民票はない方も入っているのかなと思うのですが。そのような形が本当に安平町から出ていったけどなかなか戻らないと、いろんな諸事情があって、というような方たちの意見もこれから聴取していく。外から来ていただいた方の意見も大事だと思うのですが、ここから巣立った子どもたちも安平町を想う気持ちは結構あると思いますので、そのような形を進めていただければなという思いでの意見です。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 政策推進参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 現在公募した時に公募内容を見て、もともと安平町で育った方が今内地の方で就職しているのですが、現在オンラインで会議にも参加できる時代になっていますので、そうした観点を鑑みまして道外に住んでいて元町民だった方も委嘱をしまして会議の中でも建設的な、前向きな意見をいただいている状況になっています。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(米川恵美子君) なければ104、105ページ。

〔高山委員挙手〕

○委員長(米川恵美子君) 高山委員。

○10番(高山正人君) 105ページ、負担金補助及び交付金の中で町おこし研究所補助金というところ、昨年と比べるとかなり増額されているかと思うのです。長年やっておられる研究所でわかっていますが。上がっている要因について説明をお願いします。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○委員長(米川恵美子君) 政策推進課参事。

○政策推進課参事(山口崇君) 今年度の補助金の増額分については、現在追分の鹿公園のドッグラン前にセンタブリッジがあるのですが、その脇に樽たるハウスというものが設置してあります。そちらの設置費用について令和7年度予算要望の中において団体の方から要望が上がってきています。

また、その樽たるハウスの経過を軽くご説明しますと、平成23年に当団体の方で公益財団の補助金を活用しまして設置している経緯もありまして、その部分を受けての今回補助金の増額となっています。あ、樽たるハウスを撤去する費用です、失礼しました。撤去する必要として増額分になっています。

○委員長(米川恵美子君) 他にありませんか。

〔三浦委員挙手〕

○委員長(米川恵美子君) 三浦委員。

○7番(三浦恵美子君) 104ページで2点ほど。まず役務費の地域おこし協力隊活用事業の増額要因と、その下の積立金の下にある男女共同参画推進事業。こちらは去年と同じ額なのですが、取り組み内容などを含め内容変更なしかどうかお願いします。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○委員長(米川恵美子君) 政策推進課参事。

○政策推進課参事(山口崇君) まず1つ目の地域おこし協力隊生業形成マネジ

メント業務委託料ですね。こちら大きく増えています。内容としては、今マネジメントの対象となる協力隊員が増えてることが背景となっています。令和7年度の対象となる隊員数としては、この予算編成時点ですが28名を想定した予算組みとなっていて、こうした事業経費が膨らんでいる状況です。また、この経費については協力隊員に特交措置というものがあまして隊員1人あたり520万円経費が措置されます。その中の一部で隊員の募集に関する経費についてはまず300万円あたりますよと。その300万円を飛び出ている部分については、あ、ごめんなさい、令和7年からは320万円に増額予定になっています。その経費を飛び越える部分については1人当たり520万円の中で隊員も全ての経費を使い切れるかということそうではないところがあります。隊員の補助金等で予算上はどうしても組んだりするのですが、現実ベースでは使わなかったりすることが出ていまして、その部分をやりくりして現在対象経費をマネジメント業務委託料、財源確保しているような状況となっています。

もう1点、男女共同参画推進事業の経費については、こちらの現在予算の立て付け上はこれまで同様の内容の形で啓発パネル展、北海道立女性プラザからパネルを借用しながら直近で関心の高い、話題の高いようなものをパネル展として題材として企画していきたいという考え方をしています。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） まず1点目の部分ですが、これ協力隊にあてがわれるお金が使いきれないからこっちに合わすという、そういう話なのでしょう。それでしたら地域おこし協力隊の働く日数をどうにかするとか内容をどうにかするとか、もっと活性化していかれる方がいいのかなと、そこら辺制度上できるかできないかわかっていないのでわからないのですが、そのマネジメントにお金をかけてどれだけ効果が出るかというのちょっと疑問ですし、そこら辺整理された方がいいのかなと思うのと、男女共同参画の関係。こちら計画の方も推進して一般質問でもいろいろお願いした関係があるのですが、予算計上はパネル展だけとおっしゃっているのですが、変えていかれたら嬉しいなと思うのですが。あとこちらの関係でもう1個聞きたいのですが、ここで聞くことではないと言われたら申し訳ないのですが、役場両庁舎に女性のお手洗いに生理用品を置いてくださったのですが、そちらはこの関係で取り組みなのか。またいつから、私見たのは今年からだったかなと思うのですが、いつからだったのかという点もお願いします。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） まず協力隊員の国で交付措置の上限となっている520万円以内の使い方を少し詳しく説明しますと、うちの役場の場合は会計年度任用職員という形でまずは身分保障をかけながら予算措置をしているケースが主になっています。違う市町村の活用例で見ますと委託方式というのもありまして、そちら例えば520万円一括で構えて委託することも方法論としてはできる形となっています。現在、安平町の主流はしっかり身分保障をした中で運用している形になっていまして、予算措置の内訳についても報酬の部分、また期末勤勉手当、それに伴う社会保険料だったり福祉協会の負担金といったものが経費としてそこに載ってくる状況です。また、少しでも本人の手取りを増やしたい観点から活動助成金の中に入れていますが、車輛の燃料手当相当を、これは助成金という形で組んでいます。また、家賃補助だったり、活動費ですね。これは1人当たりが本人がしたい活動に対して48万円現在予算を一人あたり計上しています。また、自己研鑽経費ということで視察に行った場合には20万と。このように特に補助金の部分が本人の方で活動補助として48万円使えますよと。また、視察に行く場合には20万円財源見ているので上手に使えますよと構えているのですが、場合によってはこの部分を使わないで済んだりするケースがあるので、この部分が現実としては財源上国の交付金の中でまだ余地がある現状になっていまして、そこを町としては財源措置を上手にやりくりしている現状になっています。

次に男女共同参画の取り組みについてです。こちらの方も三浦委員の方から一般質問等でご意見いただいていることを認識しています。この点についても私たちも一つ一つ勉強しながらしっかりした対応ができるように検討を進めていきたいと思っています。施設の女性用品については次変わります。

〔岡総務課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 男女共同参画という点かどうかは別として、今までの議会議論もありましたこと、それから庁舎内の若手組合員の方からも設置をしてサービス向上するべきだというご提案もありましたので、総括安全衛生委員会の庁舎内の健康管理とか衛生管理といったものを協議する場なのですが、内部の機関ですが、その経費を使いまして1月より配置しています。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 協力隊の部分は効果とかははっきりと言えないかもしれないので経過を見させていただきたいのですが、後段の置いてもらった関

係は、ではその職員の中の経費を使ってということなののでしょうか。そうすると他の公共施設には設置はまだできないという感じなののでしょうか。

〔岡総務課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 現段階では我々の職員だけの使うということではないのですが、庁舎内にお越しのお客様がそういったことでお困りだということも伺っていましたので、庁舎内の総括衛生委員会、経費がどうしてもそこかしらしか出せなかったのもその予算の対応とさせていただいています。

ちょっと全体的な公共施設に配置するというお話になりますと、もう少し議論を庁舎内でも進めていかなければならないと認識していますので、今年度については役場の方の配置から始めたということでご理解いただければと思います。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

〔内藤委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 内藤委員。

○9番（内藤圭子君） 104ページの委託料なのですが、これはその地域おこしの人のマネジメントをするということで今までもやってきていると思うのですが。これはどちらに委託する、これは予定なのか新たに決めるとかそういうところを教えてください。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） こちらの業務委託料は過去から実施してきている事業でして、現在ファンディングベースがこの事業を受託している状況になっています。

来年度の事業についても契約規則または随契のマニュアルに則り事務手続きを進めてまいりたいと考えています。

〔内藤委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 内藤委員。

○9番（内藤圭子君） 地域おこしの人たちの仕事はさまざまなのですが、それにきちんとあった指導ができているかどうか、ましてやこういうたくさん

の業種に関わってくるとどうなのかなと思ったのですが、そこはいかがですか。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 現在、地域おこし協力隊の所管については政策推進グループの職員が基本的にあたるとか、また、福祉サイドであれば福祉グループの職員、また、情報グループがあびらチャンネルといった部分で対応になったりするケースがあります。そうしますと人間の関係性においてなかなか担当職員に言いづらいところも事実上ありまして、そこをマネジメント業務の中では定期的にそうしたヒアリングを協力隊の方から実施している状況になっています。それを文字起こししていただきまして、その内容は職員に言いづらいことがかなり報告書の中には書いてあるケースもありまして、それを総括である政策推進課が報告を受け、対応が必要なものについては役場の担当者だったり、また、聞き取りをしたファンディングさんと詳しいところを詰めたり、もう一つは受け入れ団体等もありますので、受入団体の方ともそこをヒアリングして調整したりと、そうした調整作業においての報告業務、取りまとめをやっていただいているということでこのマネジメント業務は大変事業の推進サポート体制としては効果を発揮していると担当としては考えています。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） なければ106、107ページ。

〔工藤委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 工藤委員。

○1番（工藤秀一君） 107ページ、7番の報償費のところで出生祝金。107ページでいいですね。

○委員長（米川恵美子君） いいです。どうぞ。

○1番（工藤秀一君） いいですね。この金額は昨年も出生数すごく少なくて驚いたのですが、昨年よりもこの祝い金もだいぶ減っているのですが、この根拠について伺いたいと思います。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 今年はこちらの方については直近2年分の実績等鑑みて落としてきているところにはあります。まず結婚祝金についてですが、令和6年度までの予算は20件分の予算を確保していたのですが、今回令和7年の予算計上について15件分ほどの計上となっています。こちら令和5年の実績が15組だったり令和4年が7組、そうしたものを鑑みて設定している状況になっています。

またもう一つ、出生祝金についても同様でして、この間条例改正を行った年に30人という形で構えたりしたのですが、ここ直近の実績を見て数字を整理してきている状況になっています。令和4年度は24件の実績、令和5年度は23件の実績となっていて、今年度は30人の予算計上という形になっています。

〔工藤委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 工藤委員。

○1番（工藤秀一君） この出生数というのは他の予算に関しても全部周知されている内容でいいですか。他の健康福祉課とかでもいろいろ該当する案件があると思いますが。何か僕見てこれ人数合っているのかなと思ったのですが。これ展開されているということによろしいですか。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 出生祝金だったり結婚祝金なのですが、こちら窓口対応としては下の戸籍の方で対応してございまして、この予算の積算の積み上げの方も各窓口担当の方で数字を上げてきていただいて、政策推進課の方で定住促進条例のメニューという流れで予算措置している状況となっています。

〔及川町長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 質問の意味が政策推進課で捉えている出生数と他が全部統一されているかということだと思いますが、それぞれの制度の作り方があってそこが統一で来年度この人数で見ましようというような統一までは図っていない状況です。

○委員長（米川恵美子君） 次に進みます。108、109ページではありませんか。

〔鳥越委員挙手〕

○議会事務局課長補佐（石塚一哉君） まだ手を挙げています。

○委員長（米川恵美子君） すみません今工藤委員から106、107ページで終わったと思ったのですが、106、107でまだありますか。

〔鳥越委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 鳥越委員。

○4番（鳥越真由美君） 確認なのですが、107ページのその結婚祝金のところですね。これって役場の職員はいただけていないって噂で聞いたのですけど。そこを確認だけ。結婚祝金ですね。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） そうですね、過去にそうした自粛するような動きもあったのは聞いているのですが、現状としては貰えないとかそういう形にはなっていないと認識しています。

○委員長（米川恵美子君） 106、107ページ、他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） なければ108、109ページ。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 109ページの（5）基金造成事業、ふれあい基金の積立金の部分ですが、こちら何の目的のために積まれるのか。そして合併特例債からなぜ積んでいくのか。基金発行可能額上限いっぱい全部使ってしまうという形なのか。確か新町まちづくり計画には起債を起こせるという計画が書かれていなかったと思うのですが。令和2年11月6日の全員協議会で新町まちづくり計画の変更についてのご説明があったのですが、記憶違いだったら申し訳ないのですが、期間延長の件、15年から20年で今年の令和7年までということだけは書かれていたと思うのですが、その他の変更、基金造成

に関しての変更などなかったと思うのですが、こちらなぜこのような形で積まれるのか伺います。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 全部が理解できなくて大変恐縮なのですが、まずわかるところから整理させていただければと考えています。

この合併特例債のところについては令和7年度で終期を迎える形になっています。今回建設事業関係については令和7年度までの事業計画を持っていたのですが、今回町民センターの改修に全て入れさせていただく形でまずこの事業に関しては終わります。基金事業についてはふれあい基金がありまして、今確か5億、予算資料の中にもあろうかと思うのですが、そこに該当します。今回1億3200万ほど基金を積み増しをさせていただくのですが、いろいろこの間使い方の問題もいろんな自治体の中でもなかなか合併のふれあい基金の合併造成基金の使い方についていろいろな課題もありまして、制度的な変更もありましたが、今回最終の年度を迎えるにあたりまして北海道庁様の方にいろいろ確認させていただいてこの基金の使い方が柔軟性が少しありそうということもありましたので、安平町で借りられる最終的な限度額、これを1億3200万円ほど積み増しをさせていただきまして後年の事業に活用させていただきたいということで今回積み増しをさせていただく流れになっています。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 柔軟にとか道庁に確認したとおっしゃっていますが、計画に書いていないもので合併特例債と記載していいものなののでしょうか。これということなののでしょうか。ダメなのではないか、ここ確認していただきたいのですがいかがですか。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 確認とは何を確認してほしいと言っているのか、自分がきちんとすたとんと落ちてこないのですけども。お願いしてもよろしいですか。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 計画に安平町ふれあい基金の造成についての事業についての計画に、確かこの造成の部分で数字入って計画に入っているのが26年で終わっていて、令和7年ではふれあい基金の起債が起こせるという計画になっていないのですが。そちらどういう整理なのか。計画に書かれていないと起債を起こしてふれあい基金に造成してはいけないのではないかと、ここら辺の基本的なことかなと思うのですが、わからないと言われたらあれなのですか。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 新町まちづくり計画に基づく基金の事業については今回計画に沿った事業内容をもとに令和6年度で完了するという流れになっています。この基金積みは確かに議員おっしゃるとおり平成26年ぐらいから積み増しはしていなかったのですが、令和7年度で最終年度ということもありまして、終期を迎えるにあたって確認させていただいたところ最後1億3200万円ほど最終的にこれを基金に積ませていただきまして、ふれあい基金の趣旨に沿った事業に充当していくことで考えさせていただいていますので今回積ませていただくという流れを組ませていただいています。

合わせまして今回積み増しをさせていただくのですが、これ充当率95で後年の交付税で70%は交付税措置されるという事業ですので、そういった優位性もありましたので今回最終年度積み増しをさせていただく流れで進めさせていただきたいと担当としては考えています。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） まず積むには今後の計画で目的があるから借金してまで積むのですよね多分。3割は借金ですよね。そこら辺も理解できないのと、多分このまちづくり計画に書いて何年には何の事業をやります、何年には何を積みますとかっていうその計画に基づいてされていくので、途中から基金造成はやらないという計画になっている流れかなと。それで全員協議会で説明された部分も期間は10年から15年に延ばしました、15年から20年に延ばしましたっていうふうにはご説明受けたのですが、基金造成に関しては基金発行可能額が残りそうなので造成やりたいのでここも変更しますというご説明が無かったかなと思うのですが、ここら辺はどういう整理をされているのかを伺っているのですが、一致しないのかなと思いますがそこら辺どうです

か。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 私の理解力が弱いのか合併特例債、今やっている今まで建設事業なんかで使わせていただいた事業については、限度額いっぱいまで今回使わせていただいています。基金に積み上げる部分については、基金の資料を予算資料の中で8ページ、先週一般質問の中でも議員の方からご質問いただいたかなと思いますが、このふれあい基金のところをご確認、後でいただければと思うのですが、現在令和6年度末で5億6498万9585円です。ここに1億3115万8000円を積み増しをさせていただきながら、令和7年度末としては約6億4500万円ほど基金を増設していくところで、この基金の使途については基金条例に基づきながら均衡あるまちづくりだったり、町民の一体感を図るということで従前からふれあい基金を充当している事業趣旨に基づいたものに対して充当させていただくということです。単純に積むというよりは、この事業を積んだものに関しては後年交付税措置もあるという優位性のある基金でもありますので、そういった取扱いとして進めていきたい考えです。

○委員長（米川恵美子君） 突然ですが、ここで午後3時15分まで休憩します。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時15分

○委員長（米川恵美子君） それでは再開します。

先ほど総務課参事の答弁保留の件について、発言の申し出がありますのでこれを許します。

〔池田総務課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 先ほど地域ブランディング業務委託料の令和6年度の動画の制作費のご質問で答弁保留にさせていた件についてご説明させていただきます。今年度このブランディング事業の委託料としては、総額で

819万5000円の委託料となっていて、そのうちブランドムービーの制作料として企画撮影、編集等々で350万円プラス税が動画にかかる分の今年度の制作費委託料となっています。

それともう1点、先ほど私答弁しました広報紙制作業務委託料の今年度の増額理由ということで答弁差し上げましたが、ちょっと誤りがありましたので訂正をさせていただきたいと思います。先ほど私答弁の中で地域おこし協力隊4月までで5月からは委託ということで11か月分ということで答弁差し上げたのですが、これ一昨年のものでして、令和6年から年間4月から3月の委託に12か月分の委託になっていました。令和7年度の増額の理由についてはこの個人事業主への委託ということで、基本的にはその地域おこし協力隊の時の賃金、報酬を基準にして算定しているのですが、その人件費増額分、昇給分の見合い分ということと、その他の取材費、燃料代等々の諸経費にかかる分の増額で令和6年度429万円から令和7年度506万9000円ということで77万9000円の増額になったということですのでお詫びして訂正します。申し訳ございませんでした。

○委員長（米川恵美子君） 只今の答弁に対して何かありますか。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） まず82ページのムービーの委託料の関係350万プラス税。これは本数が変わっても額が変わらないということによろしいのかというのが1点。

あと広報媒体の関係なのですが、これ地域おこし協力隊の時の賃金基本で賃金改定によって上がったからという。でも、もう地域おこし協力隊としては雇用されていないのにその基準に至ったのはどういうことか、この2点をお願いします。

〔池田総務課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） まず動画作成の委託料ですが、今年度は1本の作成ということで350万円プラス税であります、これが1本あたりの単価ではなくて当然その中では企画というところは3本作ったとしてもそれほど量がかわらないということで単純に3倍にはならないということです。

次に広報紙制作の委託料ですが、地域おこし協力隊時代の報酬を基準にしているということですが、個人事業主に委託をするといった時にどのようなものをその根拠とするのかといった場合に3年間地域おこしとして従事

していただいたところ。その根拠となる号俸を最低の基準として毎年毎年積算を、算定をしているというところで。参考までに令和5年度から令和6年度になった時に月額としては当時の給与水準を見た時に若干月額が下がっていたのですね。ご存知のように昨年、全体的に最低賃金が上昇したところで今回7年度の方も上昇したことになっていますので、最低賃金とかその地域おこし時代の賃金は最低限保障したいという考えにありますので今回その増額に至ったとなっています。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 1点目は了解しました。2点目ですが、最低限の賃金の保障、こちらは軌道に乗るまでを目安なのか、それとも町が委託する限りずっと保障していきたいという考えなのか伺います。

〔池田総務課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 今回については全体的な所得は我々職員もそうですし民間の方もそうですし大幅に上がったところがありますので、そこで増額させていただいたことになりますが、今後はその業務の内容によって増減することはありますが、今回の額が基準になるのではないかと考えています。

○委員長（米川恵美子君） よろしいですね。それでは引き続き一般会計の質疑を行います。108、109ページでありますか。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 先ほどの続きでよろしいですか。ちょっと納得いかないというか、年度ごとに書かれているこの計画は何だったのかなというのと、こちらの経緯含め2回こちらの計画改訂されているのですが私ども議会に説明があったのか、無かったような気がするのですが。そこら辺含めファジーな形で起債を起こせる、事業を興せるならこの計画は一体何かなと思うのですが。そこら辺認識違いとか私の理解が不足で平行線になっているのかもしれないですけど、その辺のところをお願いします。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 私の方からまず今回の積み立てる事業をもう一度整理させていけないかと思っています。今回ご質問をいただいている合併特例債の基金の積立事業約1億3200万円のところになっていますが、もともとこの基金というのが市町村合併特例に関する法律がありまして、その基金に積み立てました運用益を財源として旧市町村の地域振興や地域住民の一体感の醸成のためのソフト事業ということで基金資料にも載っている約5億円ぐらい残っているのが現状です。今回、令和7年度をもって終期を迎えますこの事業に対して、安平町として発行可能額の限界まで積ませていただきながら基金趣旨に基づきました事業を取り進めていきたいところで今回令和7年度の予算計上をさせていただきました。この基金が積み上がっていった背景もあるのですが、当初この法律に基づく運用でソフト事業を実施しているのが主体的なところもありまして、合併した多くの自治体もこの事業の使いづらさもありまして、そうした自治体からの要望もありまして総務省自治行政局合併推進課の方で一定程度の整理というか地方団体からの要望も踏まえまして、今後の取扱いとして一定の範囲内において基金の取り崩しや取り崩した基金の資金の活用を認めますよというような、先ほど道に確認という言い方をしたのですが、これはもともと国の通知であることでの根拠を持たせていただくために道に確認をさせていただいたということです。

この基金に関してはこういった使い方なのか、その使い方にもしっかりと定義を付けられていまして、1つ目はこの基金の取り崩しについては、その基金を積み増した部分、償還した部分、終わった範囲内での合併特例債の利用しかできないのですということと、あと取り崩した資金の使途は旧合併特例法第11条の2及びこれに基づく基金設置条例に定められていまして、かつ市町村の建設計画、新町のまちづくり計画になるのですが、そういった事業での財源に充てられることに限られるということです。

3つ目が基金を取り崩す場合は基金設置条例、町でいきますと安平町の基金条例、これを定めるところで位置づけられているところで崩すことというのはよろしいですよという、こういった一定程度の弾力化もありまして、今回最終年度にあたりまして優位性のある起債ではありますが全体1億3000万に対して充当率95、交付税は後年70%で約1億3000万ぐらいの積み上げたものの約7割が交付税で戻ってくるところをもちまして、今回個別具体的に何をやっていくかではないですが、まちづくりの事業、ふれあい基金の趣旨に基づきながらまちづくり事業に充てていきたい、そうした趣旨で今回積みませていただきたいということです。当然、計画の中では数字的なものを位置付けていませんが、そういった背景をもとに基金の上積みもさせていただきながら後年にわたる優位性の財源確保にも努めさせていただきながら事業を進めていければと考えています。

〔小笠原委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 小笠原委員。

○3番（小笠原直治君） 今、基金の関係を含めて渡邊課長が言っていることは間違いではないのです。できるのです。しかし、我々議会では前町長の時代にこれはもうしないということを議会で言って、そして事業計画が全部出ているのです。だからこれを変更してやるならば議会に対してこうあった経緯があるけれどもこうやっていきたいという説明が必要ではないですかってことなの。一つのルールとして前町長が決めて事業計画を出させて、新町ずっと出てきている形ですから、その使える使えないとかというのではなくてそういうふうにしたことだったから今度変更して今年度はこうやりたいということだけをきちんと言えば別にこだわる問題でも何もない。だからその手続きはしっかりしてくださいというのが、言えばそれで済むことではないですか。言い忘れていましたけどこれでやりますのですいませんかってそこで、言い合ってたってどうしようもないですから。いかがですか。

〔及川町長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 先ほど休憩中に財政担当と企画サイドの方にも行って新町まちづくり計画の平成18年から合併した計画なので当然交付税だったり北海道の支出金だったり地方債も含めて途中で更新していますから、平成18年から令和7年まで20年間ぐらいの計画で。その当時、途中で見直したとしても大枠な計画だなと、我々は議会にきちんと説明させていただいて総合計画を主に、そしてまた財政計画もお示ししながら、それを拠り所にしながら説明をさせていただいていたという認識の中で、今回合併特例債を最終年度ということで積むという判断も実施計画の中で今回上がってきて、今小笠原委員がおっしゃられたように前の町長が合併特例債を使った形でのものは当分しないという形で。確認すると平成27年からそういった形でやっていないのですね。ハードの面では合併特例債も最大限に活用しながらやってきたということで現在に至っていますので。先ほど三浦議員もこれが意味が無いかというお話だったのですが、そうではないのだけどもまちづくりとしてはこういったものをベースとしながら最上位計画である総合計画だったり財政計画の中に更に踏み込んで、ここを修正しながら更に細かい資料を付けながら議会にもご説明させていただいてきたということがありますので。この計画は令和7年で終わってこの後延長をかけないと思いますので、今後これに類似するような何か過去の計画だったり更新かけてきたものといったところが議会の皆さんに説明し切れていない部分、当然議会構成も変わった

ことも途中であったり震災があったりいろんなことがありましたが、そういったことがあれば今後はいろんな機会を通じて丁寧に説明させていただければと思います。こういったことでご理解いただければと思います。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

〔梅森委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 梅森委員。

○11番（梅森敬仁君） 11番梅森です。私は109ページの最上段ですね。民間賃貸共同住宅等、要するに説明の中では子育て世代の家庭のためのアパート・マンションの補助金ということで非常に好評を得ている施策だと思っています。ただ、何でもかような質問をするかということ、今はバンバン建っているのですが、完成する前にもう完売の形で空きがないんだと。今年あくまでもこれ応募あるかないかも関わってくるので想定値で1200万付けていると思うのですが、今後の予定としては応募があればどんどん、例えば足りなければ補正予算つけてやっていきますよというお考えなのか。実際に足りないですね、若い人方に聞くと建っているから聞きに行ったらもう全部決まっちゃっていますよみたいことでどうなのだろうと。結婚を予定している子もいるようです。地元で確保できないのであれば近郊にと当然になってしまうので、そういうところに町の基本的考え方としてはどう思っているのか。あとこの1200万って出したのは、どういう想定に基づいて予算付けをしているのかの説明をお願いします。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） まず今回の1200万の予算付けの根拠についてですが、こちら1棟でその内訳としては8戸、8部屋分。町外の事業者が建てた場合に1戸あたり150万円の助成金が付く制度になっていますので、こちらの8戸を掛けますと1200万円という状況の1棟分を見込んで、あ、失礼しました町内でした。という位置づけになっています。まずは1棟を見ています。

この後の見込みですが、現在今年のアパート建設等も順調になっていまして、そちらの業者等から聞いている情報にもよりますと建設をしていきたい意向を強く聞いている現状でもあります。という中でも財源、地方財政も限られている部分がありますので、来年の応募をしながらその感触をまた改めながら都度協議かなと思っています。そのやり取りの中で業者の方から聞こえてきているのが助成金に頼らずとも、今こういう時代なので建設、自費

で建てていく判断も一つ持ち合わせているということも聞き及んでいまして、今回予算組んだ時にどれだけ手が挙がって、またそこでどのようなニーズだったり要望が上がるのか、この辺をしっかりと汲み取りながら、また理事者協議等しながら予算措置が必要なものであればそうした動きが必要かなと担当としては考えています。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

〔高山委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 高山委員。

○10番（高山正人君） 同じところで伺います。広報あびら3月号に、この件についての企画提案の募集をかけています。先ほど説明いただいたとおり町内の業者であれば1戸あたり150万、町外であれば100万円と書いてありまして。家賃の設定とか、この企画自体がプロポーザル方式で選ぶよという話になっていますよね。ちょっと不思議に思ったのが、期限が4月9日水曜日。これ見た瞬間にもう時間が無いて。というか、もう先に計画している人が出さない限り待っていましたという状態で出さない限り計画なんてそんな簡単にできる代物でもないはずなのですよ。ということは、最初にこれありきなのかなみたいな、悪く取ってしまえばですよ。計画で言うところの募集の仕方に年度内に建ててほしいという希望があるからこの早めにとというのはあるかもしれないけど、募集が早くしておかないと結果的には企画すること自体がかなり期間的に難しいと思うのです。この企画の予算の通らないといけないのも書いてあるのですが、4月9日にしないといけない理由を教えてください。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） こちらの事業は令和3年から継続的にやっている事業でして、この間町内事業者の方々については当初からこうした事業がありますと、ぜひ活用してくださいという形でもPRしてきながら進めているところです。この応募方式については町内の事業者の方たちにも十分理解をされながら動いているのかなと認識しています。

また、締切りを早くしているのは先ほどの答えとも重なるのですが、今アパート建設業者がかなり前向きに建設していきたいという意向も聞いていまして、この辺の締切りを、1年間限られていますので締切りを早くして町の財政的な見通し観とか、その業者が次の工事を進めていくためのスケジュールをしっかりと確保しようという観点でこのような日程を設定しています。

〔高山委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 高山委員。

○10番（高山正人君） そこら辺については理解できるのですが、逆にいうと本当に町内の関連企業であれば毎年やっているからねっていう感覚で見てもらえる。付けるんでしょと言われたら考えているよとなれば計画はいろいろ自分で土地とか件数とかいろんなことを考えて提出してくれるのだろうと思う。でも、そうではなければ他で発信しているから大丈夫ですよって僕は紙ベースしかわかっていないのでね、他で町のホームページ見たら出ていますよって言えばそれまでかもしれないですが。逆にいうと計画的に進めようという人はさっき言ったとおり乗っかっていかないで自分でやるしか、時間無いやとかいちいち検査を受けるまで待っていてお金の工面を考えながらやっていくという方法ではもうないのかもしれないし何とも言えないですけど、この募集もうちょっと早い方が逆に言えばいいのではないのかなって、町報を見た瞬間にあれ時間無いじゃんという感じはしたのですが、これはちょっと考えておく必要があるのではないかと思うのですが、いかがですか。

〔及川町長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） これまでも3年前ぐらいから今予算を付けて、手が挙がってきているので良かったのですがそれ以前は2か年連続ゼロだった反省も含めて、予算を組んだはいいけど未執行だったのが2年連続続いたご指摘もいただいていたので、ご相談があれば直近の定例議会だったり臨時会にぶつけながら、建物はすぐ建つわけでもなく、そういったところの時間差があって、予算確保も追加であったとしても今議員さん皆さんがおっしゃっていただいたように、そこについてはこれまでもきちんとやるべきだのご意見をいただいていたので。ですから、あらかじめ当初予算の段階では1棟8戸ということですが、そういった情報をまずは出させていただいて、取りまとめ例えば2件来た、3件来たということであればそれに見合った予算を提案させていただくという方がいいのではないかという議論をしていたので。その先、これがまた大きく変わって当初で複数件見ておくべきだとか、前段で何か聞き取りを行って把握しておくとか、これまでにないやり方も含めて考えていかなければならないのかなと思いましたので、貴重な意見としてそこも来年度以降考えてまいりたいと思います。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

〔鳥越委員挙手〕

- 委員長（米川恵美子君） 鳥越委員。
- 4番（鳥越真由美君） 18節の負担金補助金及び交付金で、令和6年度は移住支援金が410万と若者雇用助成金が150万付いていたのですが、今回無くなっているのは他に予算を移したのか、それとも活用が無かったのか。無くした理由を教えてくださいたいです。

〔山口政策推進課参事挙手〕

- 委員長（米川恵美子君） 政策推進課参事。
- 政策推進課参事（山口崇君） まず1つ、移住支援金。こちらは北海道との共同事業の位置づけになっていまして、なかなか実績が無いところが現状ベースでした。ということもありまして実績が、交付要綱が揃っていまして、手が挙がってきた段階で予算措置を行って、それからでも対応できる中身の事業でもありましたので、要望が上がってきたのを受けて、それを直近の議会を出して予算措置をしていきたいという手続きの考え方をしています。
もう1つの若者雇用助成金についても、こちらも近年実績が無いことと、こちらの方も1年以上の定住雇用が助成要件ということもあり、現状把握している部分ではそうした方がいなかったことも鑑みまして、一度当初予算からは整理させていただいて、これがしっかり申請が上がってきまして補正等で対応したいと考えています。

- 委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

〔内藤委員挙手〕

- 委員長（米川恵美子君） 内藤委員。
- 9番（内藤圭子君） 109ページの今の18節のあびら移住暮らし推進協議会交付金が減額になっているのですが、事業内容をどのように変えていったか説明をお願いします。

〔山口政策推進課参事挙手〕

- 委員長（米川恵美子君） 政策推進課参事。
- 政策推進課参事（山口崇君） こちらも先日の補正の時の減額要因と同じようなものになるのですが、地域おこし協力インターンの方がこの事業を3年間やってきまして、やっと現状値というか実績値が落ち着いてきたことでし

て。これまで対象ニーズを多く見込んでいたものを現状ベースの日数に落としたものが減額。インターンの実績状況に合わせた数字が今回の数字になっています。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） なければ110、111ページ。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 110ページの一番上の負担金補助及び交付金の部分の地域の活性化企業人プログラム事業負担金、こちらは昨年と比べて減額になっているのですが、その要因をお願いします。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 現在、地域活性化企業人プログラム事業ということで展開してまして、山本さんが起業人という形で居てくださっています。こちらの任期が令和4年7月1日から令和7年、来年の6月30日までとなっています。4、5、6月分のかかる経費の予算計上となっています。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 7月以降は、任期切れた以降はどうされるのかと、あとの事業はどのような成果が生まれて今後どうしていくか、その点お願いします。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） まず今後についてですが、こちらの企業人プログラムについては安平町でまちづくりを町とパートナーを組みながらやっていきたいということが前提になってまして、まずその任期は3年ごとなので今回一区切りがついて、その後違う業者とともに、現時点ではそうしたお

話が出ていないので、現時点での見通しとしてはまだ地域活性化企業人、新しい企業人を招聘する動きはありません。

また、これまで地域企業人として頑張ってきた山本さんに対しては過去の地域おこし企業人の方たちもそうだったのですが、安平町の地域創生アドバイザーの方に1年任期という形で任命を、まずお願いしていきながら、それを都度更新かけていくような町として運用していますので、安平町地域創生アドバイザーの方にお願いをしていきたいなと考えています。

そして山本さんの方はビジネスコンサルタントの企業の方に戻るという形で整理になります。

あと事業の成果ですが、山本さんの方はこの間も安平町でいくつもの事業を手掛けてくださっているのですが、大きなテーマとしては越境プログラムという形でANAの会社とつながりまして、そちらの方たちが安平町に来てワークショップ等をやりながら地域課題を解決していくとか、農作業に従事しながらその課題を解決していくというような、人と人をつなげたり、企業と企業をつなげたり、そのようなプログラム開発等に従事していただいまして、そこで培ったプログラムについては次年度以降町として形にできないか現在担当レベルで検討している状況です。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） じゃあ区切りはつけたとは言え、ビジネスコンサルタントに戻られてその方に引き続き事業をお願いするという認識なのでしょうか。効果がどの程度出たかあまり理解落ちないのですが、その点の整理をお願いします。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 事業の方はビジネスコンサルタントにお願いしようということではなくて、この間3年間のうちにいろいろ町の課題、地域課題を企業人である山本さんが掘り下げてくれたりプログラム化をしてくださいましたので、それを今町の方で継承できるかどうか、町の直営職員がそこを担っていけるのか、また任意団体と協力しながら、例えばNPO団体等と協力しながらそうした都会の方を迎えるようなプログラム展開がうちの町でできるのかを検討していきたいという考え方をしています。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） ではそのビジネスコンサルタントに戻られた山本さんに何か頼むということは無いということなのですか。今後も頼むことはあるということなののでしょうか。そこが聞きたかったので。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） こちらの企業人のプログラムについては過去を含めまして山本さんで3人目になるろうかと思います。この間も地域課題いろいろなアプローチをしていただきながら、場面によってはビジネスコンサルタントは人材開発や人材育成といった事業ですので、我々も職員の人材育成とか人材の掘り起こしといったところでご縁があるところがあれば事業として組んでいく可能性としてはあるかなと思っています。ただ今回の事業の経費については、人件費見合い分というか企業人に当たる人件費の部分の3か月分の経費ということですので、これにプラスして事業というものは組んでいないのは予算書の中に組んでいないところですので、この後出てくればまた補正で出てくるというのはあまりないと考えていますので、例えばこの後のご縁の中で令和8年度だったり、これから策定する第3期の総合計画といった中でテーマが出てきて、それが所属しているビジネスコンサルタント様に委託するような事業があれば依頼するようなケースもあろうかなと思っています。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

〔内藤委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 内藤委員。

○9番（内藤圭子君） 110ページの地区別計画協働づくり事業で、私たちもお世話になっているのですが地域おこし協力隊と集落支援員の人数と、こちらは期限があると思うのですが、その辺りの今後の考え方とかお願いします。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） まず集落支援員と地域おこし協力隊の配置状況についてお答えします。まず先行して進んでいた安平地区については集落支援員1名、地域おこし協力隊2名の3名体制で現状回っています。賃金ベースで言うと3名ともパートタイムの賃金体制ということになっています。これが令和7年に予算化されています。

次に遠浅地区の体制については、集落支援員が2名、地域おこし協力隊1名、これも3名体制の予算措置となっています。内訳は集落支援員は1名がフルタイム、1名はパートで予算を計上しています。また、地域おこし協力隊についてもパートという形で1名の3名体制です。

期限ということだったのですが、これはプランの計画年数という考え方で良かったでしょうか。

〔内藤委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 内藤委員。

○9番（内藤圭子君） 地域としてそういう方たちがいることでいろいろなことが実現されていくのですが、その期限が来た時に居なくなることになるとその地域がまた困るのではないかと考えて質問しました。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） こちらのスタッフの任期の考え方ですが、集落支援員については国の総務省の制度を使って交付金を受けながらやっていますので継続できる限り、本人が働きたい意向を持っていただけのことがあればこちらとしては集落支援員として配置をしていきたい考え方をしています。年数の方は特段この制度が続く限りそうした対応をしていきたいと考えています。

また、地域おこし協力隊についても協力隊の方は3年後、まちづくり協議会で集落支援員と同様の任務をやっていますので、その後また集落支援員として継続していきたいとの意向があれば、そうした変更というか、そこはしっかり要望を汲んではいくのですが、正式な公募手続きを取りながら枠を用意することが可能かなと考えています。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） なければ112、113ページ。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 112ページの13目核廃絶平和宣言費のところ。こちら

町民の方から言われて確認して驚いたのですが、平和祈念式典参加経費が昨年あったのが落とされているのですが、これはなぜかということで、多分安平町としても歴史があるんだと思うのですが、核廃絶平和の町宣言をしていますよね。昨年10月11日に被団協の方もノーベル平和賞を受賞されて核廃絶、平和に関しての意識が高まっている中で、これなんで落としたのかなと議会でも説明が無かったですし、町民にもきちんとして説明はなされていないのではないかと思います。教育行政執行方針でも学校内において広い視点で平和教育に取り組むとおっしゃって力強いメッセージをいただいているのですが、これ落としたのはなぜか。その経緯について伺います。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 広島平和記念式典の派遣については、教育委員会としては平和教育の一環としてこの事業を長年実施してきました。ただ、数年前より社会教育委員の会議の中でいろいろ話題となっており、会議の中では現地での暑さ対策の難しさなどから安全対策に課題があることから抜本的な見直しが必要ではないかというご意見とか、費用対効果から事業を廃止すべきなどのご意見をいただいたところです。

教育委員会の事務局としては、派遣児童生徒に対してはこの議会の中でもお話をしたことがあるかと思いますが、派遣児童生徒に対しては効果的な事業と考えていましたが、この派遣事業においては各学校から代表して参加していただく形をとってしまして、その代表者が自校の児童生徒に対してその派遣に関わる成果、ここを還元していただくということも重要な目的として捉えて実施してきたところです。ただ、その還元する校内の報告会も実施いただいていたのですが、なかなかその成果を還元することが課題となっていましたので、この辺についても課題解決に向けて学校授業の中で何とか取り組めないかということも意見交換はさせていただいたのですが、なかなか難しいところもあった中で継続してきておりましたが、これらの各種委員とか関係機関との意見交換の中で最終的には教育委員会として総合的に判断して事業を中止するというに至ったものです。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 委員さんの意見がありましたから落としますでは、この歴史と平和の流れを大事にされている安平町民に説明がつかないのではないかなと思うのですが。暑さ対策なら時期をずらしてとか、できることがあるのではないかなと。還元の方法についてもコロナが終わってききましたっ

て言われている中でいろいろやる方法が、学校の授業の中でやるのも難しかったとおっしゃるのですが、町民向けにそういうイベントを行うとか、それこそパネル展でもいいですし、いろんなやり方があると思うので、これは落とすべきではないのではないかと思いますのですが。例えばこれ時期ずらして場所も考えて補正してやっていきたいという考えを示していただけたらありがたいのですが、いかがですか。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 安全面でご意見いただきまして、例えば冬休みとか広島というところもなくはないのですが、祈念式典はないのですが、例えば長崎とか沖縄もある中でなかなか決断もできなかったというところもありますし、還元で言いますとパネル展も実施しながらいろいろ実施してきた経緯はあります。過去には町民の方に呼び掛けてやった経緯もありますが、そこは児童生徒の負担にもなるということで公民館にパネル展をやったこれらの課題解決に向けてやってきたところですが、三浦委員大変ありがたいのですが、事業成果について評価いただいているところと思いますので、この場で各種委員さんとも協議した経緯もありますので、補正で今後対応するとかしないという明言はなかなか難しいところではありますが、いただいたご意見をもとに再度平和教育については大切なことかと思っておりますので、教育方針にも教育長から述べさせていただきましてとおり平和教育については重点課題として取り組んでいきたいと考えていますが、補正するしないということについては、ご意見参考にまた協議させていただきたいと思っています。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） この事業、効果がすぐわかるかって委員さんたちにももしかしたら伝わりにくいのかもかもしれませんが、これは永きにわたって平和をどうしていくかどう向けていくかということだと思っておりますよ。子どもたちを戦争に行かせない、それは大切だということ子どもたちを通じて町民全体に知らせることはとても大事なことで、ここで良い答弁貰いたいなと思うのですけど。世界的にこれは大切なことなので。世界に羽ばたく町とおっしゃるなら、ここを先に大事にしてもらいたいなと思います。

〔井内教育長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 教育長。

○教育長（井内聖君） 教育行政執行方針にもしっかりと書いていますので、私の方からも答弁させていただきます。旧町時代昭和61年に核兵器廃絶平和の町の宣言を行いまして、翌昭和62年に第1回の派遣を行いました。その時に第1回目に行ったのが実は私です。私が初めて行きました。なので今でも式典のこと、広島暑さもそうですし、資料館で見たケロイドの標本、そういったものを全て鮮明に覚えています。戦後80年の節目ですので、平和の大切さはしっかりと伝えていかなければいけないのですが、この事業の一番の課題は何かというと、行った生徒しかその部分を深く心に刻むことができていないというのがこの事業の今現在の課題と認識しています。この核の悲惨さや平和の大切さは行った生徒、派遣した生徒のみならず全ての子どもたち、それと多くの町民の方々に伝えていかなければいけないのではないかとそのように思っています。そういった時に限られた子どもたちが行くことだけがこの事業なのか。そしてまた直接現地の広島の語り部の方に来ていただいたりとか、北海道にもそういった語り部の方々がいますので、平和の大切さ、核の悲惨さを伝えるのに一番いい方法は何かと。そして今現在、学校内で平和教育で授業時間を使っています。ただし、その時間とは別に更に行った児童生徒たちからの現地に派遣したものを還元する時間を取るのがなかなか厳しいという話も聞いている中では、今現在行っている既にある学校の授業の中でより充実した形でこの平和の大切さ、何度も繰り返しますが平和の大切さと核兵器の悲惨さを伝えるような工夫ができないか。それが子どもたちだけではなく町民の方にもしっかりと伝えることができないか。そういったことも踏まえた上で、まずは派遣事業については時期等もあるのですが、冬休みとなると今度中学3年生は受験等もあるので限られてきてしまうだろうと。そういったものもある中では事業の見直し、また更には今までの経過の中で社会教育委員の会議だとか教育委員の方々にも意見をいただいた中で一旦見直しをさせていただいたところです。ただし、その見直しというのは派遣事業であって、この平和の大切さを伝えるということについては深く認識をさせていただきながら、また、先ほど参事が話したとおり今の時点で補正どうのということの明言はいたしません、しっかりとこちらでは三浦委員のいただいた意見も踏まえた上で認識して取り組んでいきたいと考えています。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） この派遣事業もできる形で見直しをして、更にどう伝

えていくかを広げていかれるのがよろしいのではないかと思いますので。ここで明言できないと言われればそれまでなのですが。80年の節目においてここで止めるをどのように町民の方にご理解していただけるかとても疑問で。私も町民の方から言われて私は怒っているどうにか言ってくれってことで言われてここで意見を言わせていただいているので、長い歴史で安平町、旧町時代から頑張ってきたこの事業を80年の節目で終わらせることのないようにしていただきたいという要望を言って終わりますけども、ぜひよろしくお願いします。

○委員長（米川恵美子君） 答弁はいいですね。

○委員長（米川恵美子君） 112、113ページで他にありませんか。

〔及川町長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 言わんとされていることは十分よくわかります。今、広島での派遣事業というのは私も教育委員会時代に引率して行ってその大切さだったり報告会も前は慰霊祭と一緒に抱き合わせして議会の皆さんにも見ていただいたり、あびらチャンネルが放送できるようになってからはそこでもPRしたりいろいろやってきた経過を十分認識しているつもりです。今、国際的な紛争が絶えない時代でもありますので、先ほど教育長や佐々木参事が答弁したとおり教育委員会さらには社会教育委員の皆さん方も議論されてきたということですので、更に良い形にどうやってこういった事業を発展させていくのがいいのか、そこをお時間いただきながら取り組んでいただければと。そこに予算が必要であれば、私の方からまた提案させていただければと思っています。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

〔鳥越委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 鳥越委員。

○4番（鳥越真由美君） 確認なのですが、112ページの19節扶助費、毎回聞くのですが運転免許証自主返納者支援事業。これ免許返した人にチケットを渡すやつだと思うのですが、これの対象年齢が何歳だったか確認させてください。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） ご質問ありました対象年齢ですが、令和6年4月から対象年齢を75歳から70歳に引き下げて実施しています。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 114、115ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 116、117ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 118、119ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 120、121ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 122、123ページ。

〔高山委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 高山委員。

○10番（高山正人君） 123ページの委託料の町史制作業務委託料となっていますが、これどの形で、昨年から見るとかなり予算が増えていることなのですが、これどのような形で増額になったのか説明をお願いします。

〔池田総務課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 町史作成業務委託料ですが、令和4年度から毎年実施している新しい安平町の町史を作成する業務になっています。先ほど高山委員がおっしゃられたとおり令和6年度については予算額437万8000円と

7年度820万6000円と、差額382万8000円の増額となっています。この委託を株式会社ぎょうせいの方に委託をしまして、執筆業務の方をいただいています。執筆にあたりましては庁舎内各部署から安平町になってから、またそれ以前の各資料を収集して委託業者の方に送って、それを基にぎょうせいにいる執筆者の方がその資料を基に町史を執筆するのですが、令和5年度についてはほぼ資料の収集に当たった。令和6年度の途中からようやく執筆に入ったということで実績が大体令和6年度については100ページほどの執筆に至っているということで、令和9年度に発刊の予定でこれから執筆の方が作業がだんだん増えてくることで令和7年度の予定については大体500ページの執筆をする予定ということで打ち合わせしています。増額についてはこの執筆量の増加にかかる分で、昨年度より380万の委託料が増額になっています。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 124、125ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 126、127ページ。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

- 7番（三浦恵美子君） 127ページの社会福祉総務費のところの報酬、地域おこし協力隊の部分なのですが、こちら増額、人件費の高騰もあるのですがどのような内容で増額されているのか伺います。

〔小板橋健康福祉課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小板橋憲仁君） 地域おこし協力隊の関係ですが、令和6年度については3名分計上させていただいていました。令和7年におきましては、令和6年の3人のうち1人が来月で任期満了になりまして、3人のうち1人分のひと月分だけを計上させていただいています。その他に令和7年においては新規の協力隊員の募集を2名予定させていただいてまして、1名は子ども家庭センター設置に伴いまして、子ども発達支援の療育部分の協力

隊ということで担っていただく予定をさせていただいています。あともう1名は、こちらは富門華さんの方で人手不足もありまして職員の補助的な活動と富門華さん自体のPR活動をしていただきながら富門華さんの経営に対する支援を行っていただくということで令和7年は2名新規で追加をさせていただく分で増額となっています。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

- 7番（三浦恵美子君） では令和7年は全部でこの部分は4名、5名。任期中で終わる人含めて5名。その人がいなくなったら4名ということですね。こども家庭庁の関係は別なところで確か資格を取るやつの講習料で、それはこの方に対するものなのか、その方含め他にも複数いらっしゃるのか、その辺の整理もお願いします。

〔小坂橋健康福祉課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 健康福祉課参事。

- 健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） こども家庭センターの資格の関係のご質問をいただきましたが、こども家庭ソーシャルワーカーという資格ですが、ちょっと違うページで出てきますが、その分の経費は現在いる職員がその資格を取得する経費ということで、こちらの協力隊の方についてはあくまでも療育の部分の事業をやっていただくことで、ソーシャルワーカーの資格とは別となっています。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

- 7番（三浦恵美子君） この募集する方の要件としては資格を取っている方という要件になるのでしょうか。

〔小坂橋健康福祉課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 健康福祉課参事。

- 健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） 資格の要件としては現在、精神保健福祉士とか社会福祉士とかそういった福祉の専門的な要素の資格を条件とさせていただいていますが、今回のこの家庭センターにおいてもそういった資格の他に国家資格的なものをお持ちの方も含んで募集をかけさせていただいている状況です。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 128、129ページ。

〔鳥越委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 鳥越委員。

○4番（鳥越真由美君） 129ページの福祉交通助成事業。去年も質問させていただいたのですが、今までこの対象になる方が例えば70歳以上の介護保険料とかいろんな理由があって満80歳以上の人とあるのですが、これ全員なのか、ここに何か条件があるのかをお聞かせ願います。

〔小坂橋健康福祉課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） 年齢的な満80歳というのは年齢だけが要件になっていますので、80歳以上であればどなたでも取得することができる、助成対象になります。

〔鳥越委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 鳥越委員。

○4番（鳥越真由美君） 地域の方から、たくさんではないと思うのですがまだ車に乗っておられる方もいらっしゃる。80歳以上になると無条件に貰えるのはどうなのだというご進言がありまして。町の方ではその差別は今していないのだと思うのですが、免許を返納するシステムもありながらこの辺はどうなのかなって。他6件についてはひとり親とか介護保険をしているとかいろんな条件がついている中で満80以上の方だけがどうなのだろうって。お考えを聞かせていただければと思います。

〔小坂橋健康福祉課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） 満80歳以上ですが、基本的には交通機関を利用してほしいということもありますし、あとご高齢の方でも引きこもり気味にならないように外に出ていただきたいところもあります。80歳以上で無

条件に貰えるというお話が今あったかと思うのですが、免許返納も関わりは出てきますが、免許返納の考え方というのはそれぞれ個人の考え方があり、どうしても車が必要だという方もいらっしゃるかと思います。中には通院とかお買い物といったものにご自分で運転されていらっしゃる方も地域ミーティングとかでお話を聞くとまだ免許を返していない、車を運転しているよというお話も聞いてはいますが、その辺は人それぞれ個人の使い方もありますし、免許返納していただくのがいいのかなとは思いますが、そこはそれぞれの考え方が異なりますので、そこは強制できないのかなという考えはありますが、原則的には先ほど言いましたが公共交通を利用していただいて、町の方に出ていただいて回遊していただきたいといった基本的な考えがありますので、そういったことで実施させていただいています。

○委員長（米川恵美子君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 130、131ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 132、133ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 134、135ページ。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

- 7 番（三浦恵美子君） 135ページの9目高齢者福祉費の負担金補助及び交付金の部分の高齢者事業団補助金が昨年あったかと思うのですが、こちらはここに無くなった理由、他に移られたのかそれとも事業見直しなのか、その点お願いします。

〔小坂橋健康福祉課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） シルバー人材センターに対する補助金100万円、これまでずっと計上させていただいておりました。こちらについては

シルバーの理事さんが町長のところに表敬訪問された時にシルバーさん側の方から補助金については今年度で辞退と言いますか必要なくなっているとのお話をいただいて、その分シルバーさんに委託させていただいています賃金とか諸経費といったものを上乘せを少しずつさせていただいていた分もありますので、その中で何とか運営していくお話がありまして、今回からは100万円については落とさせていただいている状況になっています。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 136、137ページ。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） こちら2点ほど伺いたいのですが、まず136ページのいつも聞くとところ委託料の緊急通報システム業務委託料なのですが、141台分というご説明があったのですが、近年孤独死の関係もいろいろ伺うのですが、お独り住まいの方にまだまだ行き届いていないのかなと思うのですが、この点についてどういう見解を持たれているかが1点。

あと、その下の長寿祝い金の下の報償費の高齢者福祉施設保護措置事業費の老人福祉施設保護措置委託料、こちら無くなったのは当該対象者がいなくなったということでここが無くなったのか、それとも違うことになったのか、この2点をお願いします。

〔小坂橋健康福祉課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） まず緊急通報システムの関係ですが、こちらについてはヘルパーさんとかケアマネさんという方たちが状況を見ていただきながら付けた方がいいのではないかとといった勧奨もさせていただいて、私どもの認識としてはある程度こういったシステムがあるというのは認知されているものと理解をしています。

もう1点、高齢者福祉保護措置事業の部分の、これ昨年210万7000円計上させていただいていたのですが、こちらについては養護老人ホームに入居されていた方に対する措置費だったのですが、この方が長期入院となりましたことから全額を落とさせていただいて整理をさせていただいています。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 緊急通報システムの部分は介護サービスを受けられていたりヘルパーさん、ケアマネさん入っていたらあれなのですが、なかなか要介護認定を貰っていないお独り暮らしとかは拾われないのではないかと考えていて、そういう方の孤独死とかを伺っている。そこら辺踏まえ固定電話がないと付けられないというのも難しいところかもしれないですが、お独り暮らしの皆さんに一度必ず声をかけるぐらいの勢いでやっていただけないかなと思うのですが、そこら辺はどうでしょうか。

2点目の部分は了解しました。多分また出てこられて入ったら補正であるのかなと思うのですが、お願いします。

〔小坂橋健康福祉課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） 緊急通報システムの関係ですが、こちらについてはケアマネさんといった方たちに関わっていない方については地域ミーティング、各自治会・町内会ごとに社協の主催で開催をさせていただいて、我々も出席をさせていただいていますが、その中で地域の方それと民生委員の方もそこに同席をされていまして、心配の方がいれば話をしてみるよということでお話をさせていただいていますので、そこで必要かどうかを意思表示というか、そこを聞いていただいて、必要だということであればすぐ申請書を用意させていただいて設置に向けた動きとこれまでやってきます。

あとは保護措置費については、一応長期入院されていることで現段階では戻れないのかなということでお聞きしていますが、もし仮にその方が戻って来られるようになれば当然そこは予算が必要になってきますので、補正等に対応させていただければと考えています。

〔田中副町長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 補足させていただきます。緊急通報システムは先ほど地域ミーティング等という形がありましたが、介護認定を持っていればケアマネージャー等ですが、福祉協力員が全自治会・町内会にいます。そして民生委員もいます。こちらの方の判断というよりもまず付けるか付けないかの前提でこの保証人を立てなければいけないと。押した時に誰がそこに行くのか、そういう部分も含めた中で福祉協力員、民生委員が必要になってくると

ということです。以上、補足します。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） なければ138、139ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 140、141ページ。

〔鳥越委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 鳥越委員。

○4番（鳥越真由美君） 141ページの一番下の負担金補助及び交付金で、外国人介護職人材確保の部分ですが、町内でやっと3年とか経って慣れてきた外国人の職員の方々がやっぱり条件の良い方に移っていく傾向がどうもあるみたいで。これはこの予算については入口部分の予算なのかなとは思っています。条件の良い方に3人とか4人で同じ事業所から移る傾向が出てきた時に町としても何か考えていかなければならないのかなとは感じていました。追分地区に住んでいた方も4人ぐらい年末か年明けすぐに移動したみたいで、その後に多分また入ってきてくれたから問題になっていないのだと思うのですが、今後事業所の努力も確かにあると思うのですが、やっぱり人なので地域にも慣れて職場にも慣れた外国人の方が、慣れてから条件の良い方に行ってしまうというのは何かうちの町で留めておくのには物足りない何か出てきてしまっているのかなと思っているのですが、町長どうお考えですか。

〔及川町長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 今、外国の方が福祉施設だけでなく多分そういったことは企業だったり自治体においても就職してそのまま最後まで勤め上げる方が他の民間もそうですがだいぶ減ってきているというのはニュースでもやっていることですので。それは海外の方でなくてもそういうことですから、条件の良いところを、それをあえて競争として何かやっていくのか、そうではなく逆にその施設だったりその地域の良さを逆に外国の方もわかってきていただいているのであれば、そこを更に強めていくだったり、困り

ごとをサポートしていくであったり、そういった地道なことになるかもしれませんが、そういったことをこれからは我々も施設を通じながらニーズ調査をしたり、丁寧にしていかなければ3年4年ぐらい前にようやく1年初めて入ってきたというのに、もうそういった課題が出てきているということです。今、年末年始のお話も聞かせていただきましたので、そういったことの対応策についても今後検討してまいりたいと思います。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

〔鳥越委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 鳥越委員。

○4番（鳥越真由美君）確認なのですが、福祉課の方にはそういう事業所からの相談があったか無かったかだけお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 事業所の方からお話がありまして、内容を聞きますと公共交通機関の便利さといったところで都会の方に流れてしまっている部分がありまして。そこで安平町が戦ってもなかなか勝てない部分がありますので、町として地域共生社会に向けた活動はやっていますので、その部分を外国人の方と共有できればいいかなと言う部分があるのと。あとはその技能実習制度が育成終了制度に変わった部分があって、基本的には国は定住ができる。定住を促すような制度に変わっていくということがありますので、これから移民法とかそういったものができてくるのかはちょっとわからないのですが、そういったところも期待してできたらと考えています。

〔鳥越委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 鳥越委員。

○4番（鳥越真由美君） 3年前とか来てすぐに一番困っていたのは、この間も困っていたのが移動手段と住む場所が無いという、外国人だとなかなか住む大家さんをご理解してもらえないところが多くてという。移動手段と住む場所があるので、それがその今後の支援の一つのアイデアになるのかもしれないと思っています。答弁は要らないです。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

〔高山委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 高山委員。

○10番（高山正人君） 141ページの下の方に委託料の介護人材確保支援事業委託料が昨年から見ると非常に落ちているということで、これはどうしてこんなに減ったのかなと。ご説明をお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 委託料の介護人材確保支援事業委託料が下がっている部分なのですが。今回新規事業で上げた部分で、これまで初任者研修というのを社会福祉協議会の方でやっていたのですが、そこが財政的な部分もあってできなくなって、そこを令和7年度は町の方でさせていただいて初任者研修を受けていただこうかなと思って新規で上げさせていただきました。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） なければ142、143ページで質疑はありませんか。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 142ページの介護保険施設入所者入院給付費助成事業。こちら昨年より落としているのは、実績ベースと言われればそれまでなのですが、その落とした要因をお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） こちら実績ベースで落とさせていただいています。こちらの詳細については介護給付費の単価2460円で40日で5施設で予算化させていただいています。実際、年度によって入院した方が出た場合に出てくる予算なので年度ごとによって変わってはくるのですが、もし足りなくなりそうな部分がありましたら補正で上げさせていただきたいと思っています。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 144、145ページ。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） こちらは2点ほどなのですが、144ページの部分の扶助費の医療ケア児は、こちら無くなったのは希望者がいなくなって補正で落とした部分で今年度7年度もそういう継続でという意味なのかというのが確認が1つと、あとはその下の扶助費のしょうがい者相談員設置事業の部分。身体しょうがい者1名と知的しょうがい者1名の相談員の謝礼ということでご説明を受けたのですが、こちら大人の方の軽度知的しょうがい者の方からのお話で、相談できる場所があるのか無いのかわからないし、身体しょうがい者には手厚いが知的しょうがい者の方には薄い感じがするというところで、実際はどのような体制で行われているのか。大人の方の知的しょうがいのある方も相談に来られるのか。その辺どのような実態になっているか伺います。

〔小坂橋健康福祉課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） 2つほどご質問いただいていると思いますが、まず医療的ケアの予算の関係ですが、こちら三浦委員おっしゃったように補正予算で減額させていただいて、その理由として利用者がいないということで説明をさせていただいています。令和7年度においても継続して利用者が見込めないということで今回は計上をしていません。

それと相談員の関係ですね。しょうがい者相談員の関係ですが、こちらについては身体しょうがい者相談員が1名いらっしゃいます。それと知的しょうがい者相談員も1名いらっしゃって、町内で1名ずつの計2名を配属させていただいています。実際に役場の方に相談に来られるケースもありますが、相談員1名ずつ配置はしていますが、そちらに相談等があればこちらの役場の方にこういった相談があったということで報告を受けるようになっていきますので、現在のところはこういった相談員の方からの報告は受けていないという認識をしています。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 例えば、もしかしたら当該者の方々がこの制度をこういう相談できる方がいらっしゃるというのも、もしかしたら知らないかもしれないなと思ったのですが。その辺周知をどのようにされているかというのと、あとはこの予算計上1名ずつ体制で、実績ベースで発生主義でこの予算なのか、それとも相談会みたいなのをやっているのかどうか、その点例えば何かイベントあった時に行って相談受けますとかそういうこともやっているのか、何かどういう形で行われているのか伺います。

〔小坂橋健康福祉課参事挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋恵仁君） 報償費については、お一人2万5100円ということで、こちらの方は年間の活動費として報償費として謝礼としてお支払いをしている計上となります。

特にイベント等の開催はしていませんが、身体しょうがい者とか知的しょうがい者の方に対するお話の仕方としては、しょうがい者手帳を交付する際があるのですが、そういったところでお話をさせていただいたり、積極的なPRというか周知というのは特にしていないのですが、そういうお声があるようでしたら、こういった制度がありますというような周知も今後考えて広報等でお知らせできればいいかなと思っています。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君） 146、147ページ。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 146ページの日本CFCI実践事業の関係は地域おこし協力隊、今年度から新しく入れて何か行われるのでしょうか。今までどのように変わっていくのか、どのような業務をしていただくのか、その点お願いします。

〔永桶教育次長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） こちら日本版ＣＦＣＩ実践事業の科目になっていますが、来年度から地域おこし協力隊、今現在早来地区で行われている幼小連携の対策を迫分でも起こしたいということで、その内容の協力隊員として１名採用させていただきます。具体的な内容としては新入生、１年生に半年間活動の対応をする形をとりまして、その後の半年間をこども園の方に従事していただいて、再来年度の新入生に対しての保育を行う形をとりながら幼小の連携をきちんととっていく形で最適な学びを確保したいということで対応させていただく内容となっています。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 三浦委員。

○７番（三浦恵美子君） これ新入生に対する対応で、こども園からつなげていくとのお話だったのですが。具体的にどのような支援をされていかれるのか、わかりづらいのですが。

〔永桶教育次長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 新入生というのは昨日まで元気に遊びまわっていたみたいな形の幼児教育を行っているのですが、なかなか学校教育に突然入って来られても朝から晩まで机に座って先生の話聞くのも難しいところがあります。そういったことを補助員、もともと早来では補助員の扱いでこども園から派遣を受けて対応してきたところがあるのですが、そういったことによって徐々に学校教育の方に緩やかに対応して２年生、３年生と育っていく環境になっていただくための地域おこし協力隊として就いていただくのが目的となっています。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

〔高山委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 高山委員。

○10番（高山正人君） 今、その関連でもう１点聞いてみたいのですが。要はこども園で慣れた方が小学校の方、早来学園の方に移動した時にこのギャップが無いように、知っている方がいた方が安心するからと聞いた記憶はあるのですが、地域おこし協力隊となるとまるっきりサラになってしまって、この

つながりを持った方が受入の補助をするという形になっていたのではないかなという記憶があるということをお聞きします。

〔永桶教育次長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 永桶教育次長挙手。

○教育次長（永桶憲義君） 早来ではこども園の方で余力のある先生が配置されていたという言い方はちょっと適切ではないのですが、早来では今、委員がおっしゃられたとおりに去年こども園で年長さんを見ていた先生が1年生にという形なのですが、追分のこども園さんの方ではそういう体制がとれないということなので1年半対策は遅れるのですが、まずは学校の方に入ってきてもらって、入ってきたお子さんが学校ではどのような活動をするのかをまず学んで、その方たちをこども園の方に戻って、実質には再来年度からしっかりとした対応をとりたいという形でこの配置をさせていただいたということです。

〔高山委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 高山委員。

○10番（高山正人君） ちょっと理解ができないけど、時間がかかるよという話になってしまえばそうかなとわかりましたというしかないです。

それともう1つだけ違うところで。147ページ、12委託料のところのオンラインプラットフォーム運営業務委託料というのは新たに設けられているのですが、この中身について詳しく説明をお願いします。

〔永桶教育次長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） C F C Iの関係でお子さんの意見をいかに直接聞けるかという取り組みが課題点としてなっていますが、このオンラインのシステムというのが今現在、学校の方にもタブレットとか配置されているのですが、端的にいうとアンケートのとりやすい、個人がきちんと確定できて子どもさんが直接意見を言えるようなプラットフォーム、ソフトといったようなものを入れるということです。これは学校現場でなくても将来的には町の方で町民の意見を聞くといったことにも活用できるという幅もありますので、まずはこういったところから入って行って、子どもさんの意見を聞いてみたいところでこちらを今回計上させていただきました。

〔井内教育長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 教育長。

○教育長（井内聖君） 補足させていただきます。まず子どもの意見を聞く、ただそれだけだったら直接聞けばいいじゃないかとか、アンケートで紙で聞けばいいじゃないかという話になって、なぜわざわざ予算を付けてまで聞かなければいけないんだというところだと思うのですが。一般質問でもありましたが、例えば不登校のお子さんで、なかなか学校に来られないお子さん。その方の声を聞きたい。だけど直接会うのも話ができないなというお子さん。もしくはなかなか書くのが苦手になって、けども今のお子さんはスマホも含めてですがこういったオンラインだと比較的言いやすいなと。直接対面だと言にくいけど。これもただ言っただけではなくてこのオンラインプラットフォームはAIが搭載されていますので、その集約をしてくれたりとか、その中でこういった意見が多かったですよとか、そういったサポートまで全てしてくれます。これが単に子どもだけではなくて保護者や地域の大人でもこれは活用することができる。特に今は子どもたち1人1台端末も持っていますので、その持ち帰りも始めるということであれば不登校のお子さんも自宅にその端末があって参加ができる。より幅広く子どもの声を丁寧に、しかもそれは子どもだけではなくて保護者の声も丁寧に聞くためにこれに予算を付けたところです。

〔高山委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 高山委員。

○10番（高山正人君） 要は機械に頼らないといろんなことがわからないから調べるのにこれが一番便利だと、集約できるぞという話なのだろうと思うのです。ただ、今教育長がお話されていて、このいろいろなやり方をすれば不登校の子どもたちもいろんなデータが取れるのではないかとあって、まあそのとおりだねと。ただ、これはオンラインに参加した人間だけデータを取ろうと思ったらできるけど、これ自体を拒否してしまえばデータは取れないなと。人力的な言い方としては変ですが、新しい形としてこういう形を取りたいというところで、もっと増やしていきたいという次の構想も言われていらっしゃると思いますが、これってプラットフォームを作るということはまたどこかで更新していかなければならないとかいうのは無くて1回セットすればこれでOKだよということでもいいのかな。その辺詳しくないのでよろしくお願いします。

〔永桶教育次長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 今回導入したいなという検討しているものに対しては更に拡大した機能を付け加えない限りはそういった更新には多分なっていないと思います。

こちら教育の方で使わせていただくところもありますが、例えば町で総合計画を作りますとか、何々の意見を聞きますといった時にも今後そういった形でその場合は多少の修正は必要かもしれないですが、基本的には1つの手段としての聞く手段を作るとことで教育委員会、お子さんたちに試してみたいなというところです。

〔内藤委員挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 内藤委員。

○9番（内藤圭子君） これは業務運営委託なのですが、どちらが運営するか、これから入札とかで決めるのか、どういうふうになるか教えてください。

〔永桶教育次長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 今のところでいいの。

○9番（内藤圭子君） あ、すみません。オンライン。

〔永桶教育次長挙手〕

○委員長（米川恵美子君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） こういうシステムを入れるので基本自分たちでというか運営のための委託料の形なので形となるものではないので、基本のパッケージというわけではないので一応こちらの予算で。

あとは確かにこういったものを全国でいろいろ何件かもうあると思うので、この後どのような選定かということ金額だけで決めるよりかは中身で決めるという形で対応していければと思っていますので。プロポーザルまでいくのかどうかわかりませんが、そういった選定をさせていただければと思います。

○委員長（米川恵美子君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

延会宣告

○委員長（米川恵美子君）　ここで皆さんにお諮りします。本日の委員会はこの程度にとどめ、これで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米川恵美子君）　異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会します。なお、明日は午前10時に委員会を再開します。本日はご苦労様でした。

延会　午後4時52分

会議の経過を記録してその相違ないことを証するため、安平町議会委員会条例第26条第1項及び安平町議会会議規則第123条の規定を準用し、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

委員長 _____

副委員長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____